

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																	
				業務実績	自己評価																		
				<p>(2) ハラスメント防止対策</p> <p>○メンタルヘルス・ハラスメント研修（オンライン研修）の実施 ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和4年11月～12月に実施した。</p> <p><グループ別参加者数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道東北グループ</td> <td>47名</td> </tr> <tr> <td>関東信越グループ</td> <td>104名</td> </tr> <tr> <td>東海北陸グループ</td> <td>43名</td> </tr> <tr> <td>近畿グループ</td> <td>58名</td> </tr> <tr> <td>中国四国グループ</td> <td>71名</td> </tr> <tr> <td>九州グループ</td> <td>91名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>414名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ハラスメント調査審議体制の見直し ハラスメントの該当性を判断する上では、公平性・客觀性に加え、相談者等の納得感を高められるような調査審議を行うことが極めて重要であるため、病院の事案においてハラスメント調査委員会による審議が必要と判断された場合、病院にハラスメント調査委員会を設置して審議することを基本としつつ、事案の性質によってグループ担当理事部門に設置したハラスメント調査委員会で審議するよう規程改正を実施した。（令和5年4月1日施行）</p> <p>○カスタマー・ハラスメントに対応するためのハラスメント相談体制の明確化 職員がカスタマー・ハラスメントに関する相談及び苦情の申出がしやすくなるよう、規程改正により、カスタマー・ハラスメントに係る相談体制を明確にし、組織として受け付け、組織として対応することを明確に位置付けた。（令和5年4月1日施行）。</p> <p>(3) メンタルヘルス対策</p> <p>○メンタルヘルス（セルフケア）研修（eラーニング又は集合研修）の実施 職場における自分自身のストレスの要因やストレス反応に早期に気づき、自らメンタル不調に至らないように予防・対処できるようになるための研修を全病院において、令和4年11月～令和5年3月に実施した。</p>	グループ	参加者数	北海道東北グループ	47名	関東信越グループ	104名	東海北陸グループ	43名	近畿グループ	58名	中国四国グループ	71名	九州グループ	91名	合計	414名		評定	
グループ	参加者数																						
北海道東北グループ	47名																						
関東信越グループ	104名																						
東海北陸グループ	43名																						
近畿グループ	58名																						
中国四国グループ	71名																						
九州グループ	91名																						
合計	414名																						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(4) 職員の改善意欲向上に資する取組 サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するQC活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	(4) 職員の改善意欲向上に資する取組 サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するQC活動奨励表彰（新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、表彰に代わる評価も含む）などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図っているか。	<評価の視点> ・ サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するQC活動奨励表彰（新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、表彰に代わる評価も含む）などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図っているか。	(4) 職員の改善意欲向上に資する取組 「できることから始めよう！」をスローガンに職員の自発的な取組を奨励、評価し、表彰するQC活動奨励表彰制度については、コロナ禍における職員の負担増や医療従事者の感染リスク等を考慮し、令和2年度は見合わせたが、令和3年度及び令和4年度においては、QC活動の発表及び審査についてWEBを活用して実施した（応募数：54施設 136件） また、好取組を業務の参考として日常的に活用されることを目的に、多くの職員が過去のQC活動を容易に閲覧・検索できるよう、引き続き職員用の掲示板で公開を行っている。 ※QC活動：病院職員が自施設内の課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動。 ※平成18年度～令和4年度までの応募総数（3,088件）	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(5) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMO(ポートフォリオマネジメントオフィス)の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	(5) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMO(ポートフォリオマネジメントオフィス)の設置等の体制整備並びに情報システムの適切な整備及び管理に向けた検討を行っている。	<評価の視点> ・ 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMO(ポートフォリオマネジメントオフィス)の設置等の体制整備並びに情報システムの適切な整備及び管理に向けた検討を行っているか。	(5) 情報システムの適切な整備及び管理 デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえ、全ての独立行政法人が現中期計画期間中のPMO(※)の設置を求められており、NHOにおいても令和5年度中に情報システム統括部内に設置する前提で、対象となる情報システムの棚卸し等の検討を開始した。 (※) PMO(ポートフォリオマネジメントオフィス)とは「情報システムに係るプロジェクトの企画、予算要求、調達、開発、運用等の各フェーズにおいて、プロジェクト担当者が実際に有している課題やニーズを把握し、類似事例やノウハウの共有、専門人材によるサポート等、実務的な支援を提供する」等の業務を行う管理組織のこと。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
2 経費の節減及び資源の有効活用 人員の配置については、医療の高度化や各種施策を踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、適正な配置に努めること。 調達については、機構が策定する「独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。 医薬品や医療機器等の共同調達については、これまでも国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93	2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築 各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善に取り組むことにより、収支改善による経営基盤の安定化を図る。 経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の各年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率100%以上とすることを目指す。	2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築 各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、新型コロナウイルス感染症の対応が続く中であっても先を見据え、新型コロナウイルス感染症への対応と地域から求められる医療の着実な実施との両立を図りながら、引き続き経営改善に取組を進め、収支改善による経営基盤の安定化を図っているか。	2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築 1. 経常収支及び総収支について (1) 経常収支 令和4年度は、国内で過去最大の感染の波が2度にわたり訪れる中、国や自治体からの要請に応え、新型コロナ患者を受入れた。また、感染防止対策を徹底し、セーフティネット分野の医療や行政から特に継続を求められる救命救急センターや周産期医療などの不採算の医療を含む地域医療をできる限り維持したことで、令和4年度の救急車受入数は217,712件、手術件数は202,880件となり、令和元年度並みもしくはそれ以上まで増加したが、法人全体の患者数は大幅に減少（新型コロナ前の令和元年度比で入院患者は▲8.4%程度、外来患者は▲7.5%程度）した状態が続いている。新型コロナ患者の受け入れやさらなる費用削減を含めた様々な取組み等により、経常収支は587億円の黒字、経常収支率は105.4%となったものの、病院経営の主軸である医業収支は、432億円の赤字となっている。 なお、一定の前提を置いて新型コロナに係る収益・費用を除いた収支を推計すると、経常収支は303億円の赤字、医業収支は423億円の赤字となり、厳しい状況となっている。 こうした状況下でも、今後も当機構の役割を果たしていく上で、従来の機能を維持するための投資に加えて、新たに医療機能の強靭化（感染症対策対応、災害対策対応、医療DX対応等）に取り組む必要があるが、省令で定められた償還期間の範囲内での借り換えしか認められていないといった資金調達に関する法的制約があること、また、現下の厳しい医業収支の状況などを踏まえると、当機構に求められる役割を果たし続けるために必要となる医療機能の強靭化を含めた投資を行うための資金余力が十分にあるとは言えない状況である。 (2) 総収支 令和4年度は、総収支543億円の黒字となった。	年度計画の目標を達成した。	評定		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
号) 第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。)、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より効率的な調達に努めること。 後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図ること。 投資については、地域の医療需要や機構及び各病院の経営状況を踏まえながら、効率的、効果的かつ機動	ととし、中期計画期間の令和4年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率100%以上とすることを目指す。	<評価の視点> ・ 経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の令和4年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率100%以上となっているか。	2. 経常収支率100%以上を目指した収支改善の推進 NHOでは、「地域から求められる医療を2040年に向けた厳しい先行きの中でも安定的に提供する体制を確保できる」ことについて、地域関係者や患者から評価されるよう、SUREプロジェクトの理念に基づき、新型コロナウイルス感染症収束後も見据え次の取組などを行った。 ○ NHOでは、新型コロナウイルス感染症対応について、令和4年度においては、国立病院機構法第21条第1項に基づく病床確保要請や都道府県からの要請に応え、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行うとともに、地域から求められている救急医療、産科・小児科・精神科等の診療機能を維持し、これらの入院患者への受入れにも積極的に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例の取扱いについて、積極的に算定等できるよう、注意事項等を補足して情報提供を行い、本部より各病院へ周知を図った。 ○ また、令和4年度も引き続き、に資金余力のない病院であって、電子カルテ更新等の診療報酬による償還が困難な投資を行う際に、過去投資分を含む病院経営全般に係る償還計画の策定が必要な病院等を改善推進病院として指定（46病院）し、本部及びグループの協力体制の下に経営改善の支援を行った。なお、令和4年度に指定を行った病院のうち、医業収支等の改善が見られた病院は11病院あった。 ○ こうした取組に加え、コロナ収束後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、病院経営の在り方について、本部から各病院に対し、検討を依頼するとともに、各病院の検討を支援するため必要なデータを提供した。また、各病院においてはこうした検討を踏まえ開業医訪問や患者の受入れ体制の構築等に取り組み、患者数の確保の取組を実施した。 ○ さらに、従来から提供している経営分析ツールについて、更新を行い、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との指標推移を過去6年間にわたり比較するためのツール、前年比較が可能な近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、診療報酬上的一部の加算（救急の患者に対して算定可能な加算等）について算定漏れや他院との比較を実施するための算定率の一覧、グループ病院平均との比較可能な各種経営指標の一覧などの作成を行い、ツールの更なる充実や経営改善の取組事例のマニュアル等を提供するなど、各病院で自院の状況の把握、分析やそれらを踏まえた患者確保、診療単価増等の取組の検討に活用できるよう本部から各病院に対し、情報提供を行った。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
				業務実績	自己評価																			
<p>的に行うこと。 保有資産の有効活用にも取り組むこと。 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成30年度と比べ、5%以上節減を図ること。</p> <p>上記1及び2の取組により、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とすること。</p>				<p>上記のとおり、患者確保、費用削減などの取組を行ってきたものの、経営の主軸となる医業収支は▲432億円と、極めて深刻な状況となったが、新型コロナウイルス感染症関係の補助金の獲得により、一時的な結果として、経常収支587億円、経常収支率105.4%と目標を達成した。（対前年度▲321億円）</p> <p>しかし、他疾患病床を転用してでも同感染症患者の積極的な受入を行ったことの影響により、コロナ収束後であっても患者数が回復する見込みが立たず、医業収支をコロナ前の水準まで回復させることは容易ではなく、今後、資金残高の大幅な減少を余儀なくされるおそれが高いため、引き続き、NHOの理念に基づく取組を進めていくこととしている。</p> <table> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">【経常（医業）収益】</th> <th style="text-align: center;">【経常収支】</th> <th style="text-align: center;">【経常収支率】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・令和3年度 11,486 (9,896) 億円</td> <td>908億円</td> <td>108.6%</td> </tr> <tr> <td>・令和4年度 11,436 (10,108) 億円</td> <td>587億円</td> <td>105.4%</td> </tr> </tbody> </table> <table> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">【費用のうち運営費交付金の割合】</th> <th style="text-align: center;">【経常費用】</th> <th style="text-align: center;">【運営費交付金額】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・令和3年度 0.1%</td> <td>10,578億円</td> <td>7億円</td> </tr> <tr> <td>・令和4年度 0.3%</td> <td>10,849億円</td> <td>31億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 病床機能の見直し・効率的な病棟運営</p> <p>NHOでは、S U R Eプロジェクトの理念に基づく病院経営方針を踏まえ、各病院それぞれが収支均衡に取り組むこととしている中で、患者の受療行動が新型コロナウイルス感染症流行前の水準まで戻ることが見込めないといった厳しい環境が続く可能性を見据え効率的な人員配置や収益に見合った費用の実現のため、本部から各病院に対し、結核病棟のユニット化等による病棟集約、患者数・患者の重症度に応じ急性期一般入院料1の7：1看護配置から急性期一般入院料2の10：1看護配置への移行等を検討するよう周知を行った。</p> <p>4. 投資の促進と効率化</p> <p>NHOの投資は、厳しい経営状況等に鑑み、当分の間、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本とし、法人全体の資金状況を踏まえ設定した投資枠に基づく投資を行った。</p> <p>令和4年度は、497億円の投資枠の中で、共同入札や使用状況を勘案した数量見直し等の取組により、488億円を投資決定した。</p> <p>また、医療機能を維持するための投資を着実に行う厳しい措置だけでなく、地域医療構想等への対応に必要な整備や短期間に投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った（投資回収性が高い投資案件への投資決定額：9.2億円）。</p> <p>加えて、医療機能の向上を念頭に各病院の自主性・裁量性に配慮し新たにチャレンジできる枠組みや医療安全対策等に資する機器等の新規導入を促進する枠組みなどを新たに設けた。</p>	【経常（医業）収益】	【経常収支】	【経常収支率】	・令和3年度 11,486 (9,896) 億円	908億円	108.6%	・令和4年度 11,436 (10,108) 億円	587億円	105.4%	【費用のうち運営費交付金の割合】	【経常費用】	【運営費交付金額】	・令和3年度 0.1%	10,578億円	7億円	・令和4年度 0.3%	10,849億円	31億円	評定	
【経常（医業）収益】	【経常収支】	【経常収支率】																						
・令和3年度 11,486 (9,896) 億円	908億円	108.6%																						
・令和4年度 11,436 (10,108) 億円	587億円	105.4%																						
【費用のうち運営費交付金の割合】	【経常費用】	【運営費交付金額】																						
・令和3年度 0.1%	10,578億円	7億円																						
・令和4年度 0.3%	10,849億円	31億円																						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>さらに、今後の大型整備（感染症対策、災害医療対策及び老朽化対策）について、持続可能な地域医療提供体制の確保の観点から、将来における人口構造や社会保障を取り巻く環境の変化や、地域医療構想を踏まえた機能や規模とするため、厳しい経営状況等を鑑み、改修整備を基本とする方針を決定した。</p> <p>【地域医療構想等を踏まえた整備事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳神経外科関連機器整備（弘前総合医療センター） <p>当該病院は、平成28年3月に策定された青森県地域医療構想に基づき、NHO弘前病院と弘前市立病院を再編し、津軽地域保健医療圏の新中核病院として令和4年4月に運営を開始した。</p> <p>脳神経外科については、NHO、弘前市、青森県及び弘前大学の4者間で締結した基本協定書に基づき、弘前大学医学部附属病院との機能分担を図り、脳神経外科関連機器の整備を投資決定した。</p> <p>【令和4年度の投資決定】</p> <p>令和4年度では、引き続き法人の資金状況を踏まえながら、真に必要な整備内容か精査の上、医療機能を維持するための投資を着実に行なう一方、地域医療構想等への対応に必要な整備や短期間に投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。</p> <p>5. 本部出資金の運用</p> <p>投資は医療機能の維持等を基本としている一方、コロナ後を見据えると、地域医療を引き続き安定的かつ継続的に維持するとともに、WITHEコロナを踏まえた上で、感染防止対策の強化や地域医療構想への対応など先を見据えた取組が必要である。</p> <p>外来棟については約半数が耐用年数を過ぎ雨漏り等の老朽化が顕著となっており、特にセーフティネット系病院等を中心として、自力での償還が困難となっているところもある。</p> <p>このような状況にあっても、医療機能の向上を図り、安定的・継続的な地域医療の提供を実現するため、セーフティネット系病院等を中心として積極的に外来棟等の感染防止対策や老朽化対策のための改修整備を進める方針とした。そのため、本部・病院間の資金のやりとりの工夫で一部の病院から拠出を受けることにより、国等からの補助金に頼らない「本部出資金」を令和3年度に創設し、感染防止対策整備や老朽化対策整備について、107病院に63.2億円の投資を決定した。</p> <p>令和4年度においては、引き続き整備を進め、累計で32.2億円の整備が完了した。</p> <p>6. 法人全体の資金の有効活用による強靭化に向けた取組（基盤強化推進基金の創設）</p> <p>医療を取り巻く環境の激変を踏まえると、今後の病院経営はこれまで以上に厳しくなっていくが、今後、こうした厳しい環境に直面していく中にあっても、当機構は、地域から求められる医療、感染症や災害医療といった危機管理対応などを含め、国の医療政策を支える当</p>	<p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>機構の役割・使命を、現在も将来も安定的かつ継続的に維持していく必要があり、また、医療の質の向上と効率的な医療の実現を目指して政府が推進する医療DXにも率先して取り組む必要がある。</p> <p>こうした当機構に求められる役割を適切かつ確実に果たすために必要となる、感染症対策・災害医療対策の建物整備やICT基盤整備といった医療機能の強靭化に向けた取組を、法人全体の資金を有効活用して早急に進めるため、病院と本部の保有資金から拠出する資金を財源とする基金（約1,000億円）の創設を決定した。当該基金を活用して医療機能の強靭化に向けた取組を進めることとしている。</p> <p>7. 徳島病院のポストN ICU病床の東徳島医療センターへの移転について（再掲）</p> <p>東徳島医療センター（徳島県板野郡板野町）及び徳島病院（同吉野川市）がそれぞれ実施しているセーフティネット分野の専門医療等について、将来にわたって実施できる体制を確保するとともに、患者の療養環境を更に充実していくため、徳島病院の機能を東徳島医療センターの地に移転・統合し、徳島県地域医療構想を踏まえ、現在、両病院が有している医療機能の充実・強化等を図ることとした基本構想を平成30年2月に公表した。</p> <p>徳島県の小児医療については、その機能を支える医師を確保していくことが課題となっており、特に、ポストN ICU病床の専門医療については、合併症や在宅移行支援などの患者ニーズにも対応していくことが求められていることから、基本構想に基づき、令和5年10月目に徳島病院のポストN ICU病床8床について、関連する医療機能をより広く持つ東徳島医療センターへ移し、患者ニーズにより対応できるようにすること、併せて、両病院の医療資源を有効活用するため、組織の合理化を図ることを決定し、令和5年3月に公表した。</p> <p>○主な動き</p> <p>平成29年12月 徳島県東部地域医療構想調整会議で機能再編案を説明</p> <p>平成30年 2月 基本構想の公表</p> <p>令和 5年 3月 当面の対応（ポストN ICU病床の移転）の公表</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価																	
(1) 人件費と委託費の適正な水準の確保 各病院が提供する医療内容のほか、医療の高度化や各種施策への対応などを踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、業務の量と質に応じた病院運営に適正な人員配置に努める。 給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	(1) 人件費と委託費の適正な水準の確保 各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努めているか。 こうした取組により、人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指す。 給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法	<評価の視点> ・ 各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努めているか。 <評価の視点> ・ 委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分分配慮した有効活用を図っているか。	<p>(1) 人件費と委託費の適正な水準の確保</p> <p>1. 業務量の変化に対応した柔軟な人員配置 固定費の中で大きな割合を占める人件費について、適切な定数管理等を通じた人件費の適正化に向けた取組を行った。 具体的には、各病院の人員配置計画にあたっては、長引くコロナ禍で通常医療の患者数がコロナ前の水準を下回る状態が継続・長期化していること等を踏まえ、各病院の医療機能や患者数・患者像（重症度等）に応じた効率的・効果的な人員配置による効率的な病棟運営を実現するための病棟集約などこれまで進めてきた費用構造改善の取組を継続する一方で、新型コロナウイルス感染症対応をはじめ地域で必要とされる安全・安心で質の高い医療を安定的・継続的に提供する体制の構築に向け、経営効率性等に留意しつつ医療機能の強化等を図るために必要な人員を配置するなど、メリハリを付けた人員配置に取組んだ。</p> <p>【1月1日時点の現在員数（常勤）】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"></th> <th style="text-align: center;">令和3年度 (令和4年1月1日)</th> <th style="text-align: center;">令和4年度 (令和5年1月1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td style="text-align: center;">6, 294名</td> <td style="text-align: center;">6, 262名</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td style="text-align: center;">40, 548名</td> <td style="text-align: center;">40, 290名</td> </tr> <tr> <td>コメディカル</td> <td style="text-align: center;">9, 179名</td> <td style="text-align: center;">9, 239名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">6, 925名</td> <td style="text-align: center;">6, 764名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">62, 946名</td> <td style="text-align: center;">62, 555名</td> </tr> </tbody> </table> <p>この他、看護師の確保にあたっては、各病院において診療報酬の施設基準や夜勤体制を維持できるよう、例年年度途中で一定数が退職すること等を見越し、年度当初に配置計画数を超える余裕を持った数の採用を行う仕組みとしている。近年、当初見込んでいる退職者数や育児休業者数等と実績乖離している実態等を踏まえ、退職者数等は直近3か年平均値と前年度実績値の範囲内で算出する方法に見直し、採用予定者数の適正化に取り組んでいる。</p> <p>2. コスト低減化に向けた業務委託の有効活用 各病院における契約状況を作成し、自院と同規模・機能の病院の契約額等と比較検討ができるように各病院へ情報提供を行った。 その他、S U R E プロジェクトに基づく資金余力の改善に向けた取組の一つとして業務委託契約に関する現状、問題点、方向性等について議論を行い、令和4年度も引き続き、保守契約の見直しに取り組み、医療機器保守契約について、0. 1億円（累計：2. 0億円）を削減した。</p>		令和3年度 (令和4年1月1日)	令和4年度 (令和5年1月1日)	医師	6, 294名	6, 262名	看護師	40, 548名	40, 290名	コメディカル	9, 179名	9, 239名	その他	6, 925名	6, 764名	合計	62, 946名	62, 555名	<p>評定</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>
	令和3年度 (令和4年1月1日)	令和4年度 (令和5年1月1日)																				
医師	6, 294名	6, 262名																				
看護師	40, 548名	40, 290名																				
コメディカル	9, 179名	9, 239名																				
その他	6, 925名	6, 764名																				
合計	62, 946名	62, 555名																				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画		主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
		人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となっていいるか。 	<p>3. 人件費率と委託費率を合計した率の抑制</p> <p>技能職の離職後不補充や非効率病棟の整理・集約等を図る一方で、医療法及び診療報酬並びに障害者総合支援法等の人員配置基準による国の制度に沿った体制を令和4年度も引き続き整備した。また、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。</p> <p>人件費率と委託費率を合計した率について、医業収益が増加した一方で、長引くコロナ禍において職員のこれまでの尽力に報いるとともに、原油価格の上昇や円安等による物価高騰等の影響を総合的に勘案し、職員の士気の維持・向上を図ることができるよう、全ての職員を対象として臨時特別一時金を支給したこと等による人件費の増加等の要因により、令和3年度を上回ったが、引き続き、人件費の適正化や効率的な業務委託契約の見直しに向けた取り組みを行った。</p> <p>【診療事業における人件費率（委託費を含む）】</p> <p>・令和3年度 59.2% → 令和4年度 59.7%</p> <p>4. 職員の給与水準</p> <p>当法人の給与水準については、独立行政法人通則法に則って適切に対応しており、法人としての競争力を確保するための新たな優秀な人材の確保と、今後の将来を担う若手職員が安心して働くことができる環境を整備することから、若年層（新規採用職員及び役職に就く前の一般職員）を中心とした職員に対して基本給の引上げを実施することを決定した。（令和5年4月1日から適用予定）。</p> <p>近年の法人全体の資金保有状況は厳しく、継続的・安定的な事業運営に必要となる医療機能の維持・向上を目的とした投資の実施等を踏まえた中長期的な資金保有見通しも同様の状況であることを踏まえ、国家公務員の賞与が変動する状況においても、賞与の改定は行わなかった。</p> <p>医師の給与については、平成17年度に年俸制を導入して勤務成績を反映させるなど、民間医療機関などの状況を踏まえながら改善を進めている。</p> <p>看護師については、民間医療機関における給与水準を考慮して、独法移行時に中高年齢層の一般看護師の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。</p> <p>また、事務・技術職員については、国の一般職給与法を参考にしているが、独法移行時に中高年齢層の一般職員の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。</p> <p>令和4年度の対国家公務員指数（※）は、医師：105.7、看護師：98.7、事務・技術職：100.4となった。</p> <p>※対国家公務員指数は、独立行政法人と国家公務員の給与の比率を独立行政法人の年齢階層別人員構成又は年齢・地域・学歴階層別人員構成を勘案して算出したものであり、国家公務員の給与水準を100とした場合の独立行政法人の給与水準を表すもの。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 経費の節減 使用医薬品の標準化を推進し、他の独立行政法人との間で医薬品・医療機器等の共同購入を引き続き実施するとともに、これまでの効果を検証しつつ、より効果的な調達方法を検討する。 後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図る。 その他、共同入札等により経費の節減が可能となる契約案件について、その実現可否を検討し、更なる節減を目指す。	(2) 経費の節減 医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、引き続き国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による医薬品の共同購入を実施する。また、後発医薬品の使用割合を、政府目標の水準を維持しつつ、数量ベースで85%以上を目指すとともに、後発医薬品の使用を更に促進するために、使用状況等を把握し、情報共有を行う。 医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機		<p>(2) 経費の節減</p> <p>令和4年度も引き続き、医薬品及び大型医療機器に関して、他法人とも連携の上で共同入札を実施し、業務の効率化を進めるとともに、規模の利益により費用低減を図った。また、大型医療機器以外の医療機器については、NHO内の取組として共同入札を実施することで更なる経費の節減に努めた。</p> <p>また、個人防護具等の医療材料の共同調達について、令和5年度中に開始ができるよう準備を進めている。</p> <p>さらに、ベンチマークシステムを活用した医療材料費の適正化にも引き続き取り組み、本部の支援の下で各病院において事業者と価格交渉等を行って0.8億円の費用を削減し、令和5年度以降のさらなる取組につなげる形とした。</p> <p>1. NHO使用医薬品の標準化（再掲）</p> <p>平成17年度から医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、NHO本部に標準的医薬品検討委員会を設置し、使用医薬品の標準化の取組を進めている。</p> <p>令和4年度においては、令和3年度の購入実績（4,689医薬品）に基づき全面改訂を行い、医薬品検討委員会における7つの分野の小委員会で3,261医薬品について検討を行い、その結果に基づいて、2,599医薬品を標準的医薬品とした。</p> <p>また、標準的医薬品リストに掲載された品目は原則共同購入で調達しており、医薬品費の低減に努めている。</p> <p>2. 医薬品の共同購入について</p> <p>令和4年度の医薬品の共同購入については、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構と連携の上、地域毎の市場価格をより反映させるため、入札エリアを11として引き続き実施した。</p> <p>入札品目のグルーピングの見直しや、入札とは別に市場価格の変動を踏まえた価格交渉を実施し、契約価格の変更を行うことにより、更なる医薬品費の低減に努めた。</p>		評定	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価																	
		<p>構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施する。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図る。</p> <p>医療材料について、ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組む。</p> <p>その他、各種契約について、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努める。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用割合を数量ベースで85%以上を目指すとともに、更なる使用促進のため使用状況等を把握し、情報共有を行っているか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 価格情報の共有化による購入価格の標準化を図っているか。 医療機器について、引き続き労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社と連携の上、共同購入を実施しているか。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組んでいるか。 	<p>3. 後発医薬品の利用促進（再掲）</p> <p>令和2年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とする政府目標に対し、NHOでは、引き続き後発医薬品使用促進対策を行った。平成29年度は後発医薬品の採用率が83.5%となり、政府目標と比較して3年早く達成し、令和4年度は後発医薬品の供給が滞る中、89.6%と増加することができた。</p> <p>【これまでの促進対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各病院における取組の共有 後発医薬品使用割合ランキング、薬効別納入価格表などの配布 共同入札の見直し <p>【後発医薬品採用率（新算定式）】</p> <table> <tr> <td>数量ベース</td> <td>令和3年度 89.3%</td> <td>→ 令和4年度 89.6%</td> </tr> <tr> <td>採用率70%以上の病院</td> <td>令和3年度 137病院</td> <td>→ 令和4年度 135病院</td> </tr> </table> <p>4. 医療機器購入価格の標準化に向けた取組</p> <p>令和4年度も引き続き、各病院における医療機器の購入価格を平準化・低廉化するため、購入件数の多い医療機器について、本体価格（対象医療機器79種類）の情報を本部で集計・分類し、毎月各病院に情報の提供を行い、購入価格の参考とした。</p> <p>5. 大型医療機器の共同入札実施</p> <p>令和4年度の大型医療機器の共同購入については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社と連携の上、引き続き実施した。</p> <p>対象品目は、大型医療機器の10品目（CT、MRI、血管連続撮影装置等）とし、入札を実施した。保守費用を含めた総コストで市場価格を下回る価格での購入を実現とともに、本部での一括入札により、各病院の入札業務の軽減を図るなど、効率的な医療機器整備を行った。</p> <p>【大型医療機器共同入札 参加病院数及び台数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院数</td> <td>68(33)</td> <td>94(39)</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>100(44)</td> <td>148(56)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()はNHOの参加病院数及び台数</p> <p>6. 大型医療機器以外の共同入札実施</p> <p>令和4年度も引き続き大型医療機器以外の医療機器について共同購入を実施することで更多的な経費の節減に努めた。</p> <p>【共同入札への参加病院数、対象機器等】</p> <p>令和4年度 38病院、13品目（温冷配膳車、超音波診断装置、生化学分析装置等）</p>	数量ベース	令和3年度 89.3%	→ 令和4年度 89.6%	採用率70%以上の病院	令和3年度 137病院	→ 令和4年度 135病院		令和3年	令和4年	病院数	68(33)	94(39)	台数	100(44)	148(56)	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	評定	
数量ベース	令和3年度 89.3%	→ 令和4年度 89.6%																				
採用率70%以上の病院	令和3年度 137病院	→ 令和4年度 135病院																				
	令和3年	令和4年																				
病院数	68(33)	94(39)																				
台数	100(44)	148(56)																				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組んでいるか。 ・ 各種契約について、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努めているか。 	<p>7. 医療材料費適正化事業について</p> <p>医療材料費の適正化について、平成27年度から医療材料に係るベンチマークシステムの導入を推進し、同システムを活用した医療材料費の適正化に令和4年度も引き続き取り組んだ。</p> <p>加えて、本部にて各病院への支援として、契約単価とベンチマークの乖離が大きい4病院に対して価格交渉等の支援を実施し、令和4年度においては0.8億円の費用を削減した。</p> <p>8. 各種契約見直し等の取組について</p> <p>令和4年度は、令和3年度に引き続き、医療機器保守契約に係る費用の削減について取り組んだ。</p> <p>医療機器保守契約については、既存の保守契約の価格交渉及び医療機器の修理費用等を対象とする損害保険を導入することで、令和4年度においては0.1億円（累計額：2.0億円）の費用を削減した。</p>	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 調達の効率化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。	(3) 調達の効率化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。	<評価の視点> ・ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施しているか。	(3) 調達の効率化 1. 「調達等合理化計画」に基づく取組について 競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約については、これまで「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行（真にやむを得ないものを除く）、随意契約事由等の妥当性、及び真に競争性が確保されている一般競争入札等であるかの観点からの点検等を行ってきた。 また、「令和4年度独立行政法人NHO調達等合理化計画」（令和4年6月29日）において、一者応札・一者応募の適正化を重点的に取り組む分野とし、公告から開札までの入札公告期間や、契約締結から履行開始までの契約準備期間の十分な確保などについて、各病院等の契約審査委員会及び本部の契約監視委員会において点検等に取組んだ。 なお、令和4年度の競争契約に占める一者応札件数の割合は13.5%であり、評価指標（競争契約に占める一者応札件数の割合を平成28年度から令和元年度までの4ヶ年平均と同程度又は低下させる）を達成することはできなかったが、これは半導体不足等により医療機器の納入が確約できない、人員の確保が困難、燃料費の高騰により新興の電力会社やガス会社が電気やガスを安定供給できないなどの理由により競争入札に参加する業者が減ったことなど、やむを得ない理由によるものである。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(4) 収入の確保 地域から求められる医療を提供する上で、施設基準の維持又は上位基準の取得を図り、安定的な収入の確保を図る。 また、医業未収金の低減に引き続き努める。	(4) 収入の確保 地域の医療機関への機能分化と連携を強化するため、近隣医療機関等への定期的な訪問や、入退院支援看護師の配置による入退院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図っているか。 また、施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図る。 さらに、医業未収金の低減に引き続き努める。	<評価の視点> ・ 近隣医療機関等への定期的な訪問や、入退院支援看護師の配置による入退院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図っているか。 <評価の視点> ・ 施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図っているか。	(4) 収入の確保 1. 紹介率及び逆紹介率の向上に向けた取組について（一部再掲） 各病院で新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無に関わらず、新型コロナウイルスとの共存を図った上で全ての患者が引き続き安心して受療できる診療体制の構築に取り組んだ。また、コロナ禍にあって、地域の介護施設に出向いた感染対策の研修やＩＣＴを活用したオンラインによる開業医との連携や地域の医療機関や患者に対する研修会等も実施した。 また、病院長会議において、外来の機能分化に係る国の方針の紹介や入院患者の確保策や開業医、介護施設等との連携に係る取組の推進、患者確保及び地域における自院の立ち位置の分析のためのデータを提供するとともに、コロナ後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、収束後における病院経営の在り方の検討の実施を依頼し、各病院においては検討を踏まえた開業医訪問や受入れ体制の構築等の患者確保の取組を行うことにより、紹介率及び逆紹介率の向上に向けて取り組んだ。 そして、各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、令和4年度においては、紹介率は75.6%、逆紹介率は70.3%となった。紹介率については、新型コロナウイルス感染症の影響により時間外患者の受入数が減少した一方で、紹介状を持っていない新型コロナウイルス感染症患者の受入数が増加したことにより、達成度は98.8%となり100%を下回ったが、前年度と比較すると1%向上した。逆紹介率の達成度については109.7%となり計画値を上回った。 2. 施設基準の取得状況について NHOでは、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくよう、各病院それが収益に見合った費用の実現のためのあらゆる経営改善に取り組むこととしており、施設基準の届出漏れや診療報酬の算定漏れは、スタッフの労働が適正に評価されていないことと捉えるよう周知するとともに、次の取組を行った。 ○ 施設基準の取得について、各病院が他病院との届出状況の比較検証及び施設基準の取得可能性について、再点検の実施を行えるよう届出を行っている病院の具体的な取組・運用例をとりまとめた経営改善マニュアルを本部から各病院に対し、配布を行った。 ○ 診療報酬等における過去の地方厚生（支）局の適時調査等における指摘事項について、本部で一覧化し、その注意点などを付記した上で各病院に対し、周知を行った。また、各病院においては自院において、指摘事項に該当しないかの点検を実施することにより返還等の事前防止に努めた。 ○ 各病院が内部環境分析に活用するため、診療報酬上の加算（救急の患者に対して算定可能な一部の加算）の算定率の一覧を作成するなど、経営分析ツールの充実を図り、本部から各病院に対し周知を行った。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																													
				業務実績		自己評価																														
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医業未収金の低減に引き続き努めているか。 	<p>上記に加え、令和4年度においても、引き続き、本部から各病院に対して、全病院の施設基準の取得一覧、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース、同感染症に係る診療報酬上の措置のポイントなどについて随時提供するとともに、各病院においては、内部監査チェックシートを活用し、施設基準の新規取得、上位基準取得の可否の検討や、既取得施設基準の要件を満たしているかの確認などの取組状況について自己点検を実施し、適正な施設基準の取得に取り組んだ。</p> <p>3. 医業未収金の低減に向けた取組について</p> <p>将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、各病院それぞれが、収支均衡に取り組む必要があるため、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、医業未収金の発生防止と早期督促の取組の徹底について周知を行うとともに、各病院において、内部監査チェックシートを活用し取組みの自己点検を実施するなど、医業未収金の低減に取り組んだ。</p> <p>未収金対策は、回収に力を入れるよりも、発生を防止することが重要であるという考え方に基づき、患者の入院前から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額療養費制度等の紹介と活用の推奨 ・ 病院で利用できる支払い方法の案内 ・ 個人で加入している生命保険等の確認 <p>を実施することで、支払い可能性が低い患者をスクリーニングし、未収金発生前から担当職員による相談及び支援等を行う取り組みを推進することの周知を行った。</p> <p>また、督促回収・債権管理業務の効率化に向けた取り組みとしては、未収金発生から概ね3ヶ月を超える債権について、積極的に「弁護士法人へ債権回収委託」を行うことで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生直後3ヶ月までの未収金の督促に注力すること ・ 病院の債権管理量の減少を図ること <p>により督促回収・債権管理業務の効率化を図ることとし、周知を行った。</p> <p>さらに、これらの方策を加えた業務フローを策定した。</p> <p>そして、医業未収金（患者自己負担分）について、医業収益に対する3ヶ月以上未収となっている医業未収金の割合については、前中期目標期間最終年度である平成30年度と比較して減少した。</p> <p>【3ヶ月以上未収となっている医業未収金残高】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破産更生債権等（発生後1年以上）</td> <td>1, 577 百万円</td> <td>1, 575 百万円</td> <td>1, 597 百万円</td> <td>1, 589 百万円</td> <td>1, 463 百万円</td> </tr> <tr> <td>破産更生債権等以外（発生後3ヶ月以上1年未満）</td> <td>894百万円</td> <td>953百万円</td> <td>820百万円</td> <td>809百万円</td> <td>950百万円</td> </tr> <tr> <td>医業未収金残高合計</td> <td>2, 471 百万円</td> <td>2, 528 百万円</td> <td>2, 417 百万円</td> <td>2, 398 百万円</td> <td>2, 413 百万円</td> </tr> <tr> <td>医業収益に対する医業未収金の割合</td> <td>0. 141%</td> <td>0. 141%</td> <td>0. 137%</td> <td>0. 125%</td> <td>0. 132%</td> </tr> </tbody> </table>		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	破産更生債権等（発生後1年以上）	1, 577 百万円	1, 575 百万円	1, 597 百万円	1, 589 百万円	1, 463 百万円	破産更生債権等以外（発生後3ヶ月以上1年未満）	894百万円	953百万円	820百万円	809百万円	950百万円	医業未収金残高合計	2, 471 百万円	2, 528 百万円	2, 417 百万円	2, 398 百万円	2, 413 百万円	医業収益に対する医業未収金の割合	0. 141%	0. 141%	0. 137%	0. 125%	0. 132%	<p>評定</p>	年度計画の目標を達成した。
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																															
破産更生債権等（発生後1年以上）	1, 577 百万円	1, 575 百万円	1, 597 百万円	1, 589 百万円	1, 463 百万円																															
破産更生債権等以外（発生後3ヶ月以上1年未満）	894百万円	953百万円	820百万円	809百万円	950百万円																															
医業未収金残高合計	2, 471 百万円	2, 528 百万円	2, 417 百万円	2, 398 百万円	2, 413 百万円																															
医業収益に対する医業未収金の割合	0. 141%	0. 141%	0. 137%	0. 125%	0. 132%																															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	(5) 保有資産の有効活用の推進 保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。	(5) 保有資産の有効活用の推進 保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努めているか。	(5) 保有資産の有効活用の推進 保有資産については、医療・介護の連携の観点から訪問看護ステーション事業や特別養護老人ホーム運営事業等への貸付（17件）、福祉との連携の観点から障害者就労支援事業や病後児保育事業等への貸付（35件）、教育・地域との連携の観点から看護大学や看護師養成所運営事業、養護・支援学校等への貸付（20件）を実施するなど、有効活用に努めた。 その他、全病院で「保有資産利用等検討委員会」を開催し、土地等の利用状況の確認や利用計画の検討を行うとともに、本部においても「保有資産利用計画等フォローアップチーム」により、各病院の保有資産の活用状況について確認を行ってきた。 令和4年度も、引き続き本部においてフォローアップを行い、有効利用計画の策定が必要となる資産を新たに保有することとなった9病院（うち新規は2病院）において利用計画が策定され（利用計画策定：91病院）、15病院で当該計画に基づく利活用が実施された（計画に基づく利活用実施：84病院）。 利活用が実施されていない7病院については、引き続き本部においてフォローアップを行い、利用計画の見直しも含め、利活用の実施に向け取り組む。		評定	年度計画の目標を達成した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(6) IT化の推進 診療事業や臨床研究事業などの進展を図るために医療分野のIT化に向けた戦略的投資を進めるとともに、業務の質を維持しながら効率化を図るためにITの活用を検討する。 また、今後、新たに電子カルテを導入する病院における仕様の標準化に向けて検討を行う。	(6) IT化の推進 電子カルテ情報を収集・分析する目的で構築したSS-MIX2標準規格を用いた診療情報集積基盤(NCDA)への参加病院数を引き続き拡大させるとともに、外部データベースとの連携に向けて取り組んでいく。 さらに、電子カルテ等の病院情報システムについて業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの実施に引き続き取り組む。また、オンライン資格確認等の厚生労働省が進める医療情報施策に対して法人が一体となり、実現に向けて確実に取り組む。	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">電子カルテ情報を収集・分析する目的で構築したSS-MIX2標準規格を用いた診療情報集積基盤(NCDA)への参加病院数を引き続き拡大させるとともに、外部データベースとの連携に向けて取り組んでいく。	(6) IT化の推進 1. 診療情報のデータベース化の最適な在り方 (1) NHO診療情報集積基盤(NCDA)の拡大(再掲) 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)においてNHOに対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、国の補助金を得て平成27年度に構築した厚生労働省が推奨しているSS-MIX2標準規格を用いて電子カルテ情報を収集・集積するIT基盤(NHO診療情報集積基盤NCDA)を令和4年度も引き続き運用するとともに、この電子カルテデータ標準化のためのIT基盤構築事業を発展・充実させるため、事業参加病院数を、令和4年度に6病院を追加し、76病院となつた。また対応ベンダ数も主要7社でNCDAとの接続試験を引き続き行うとともに、平成29年度に当初は収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したこと、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。さらに、今後標準規格となることが予定されているHL7 FHIR準拠規格について、データ収集が可能となるよう、検証するためのシステムの開発に着手した。 【NCDA保有患者データ数(実患者)】 令和3年度末 300万人 → 令和4年度末 360万人 (うち新規6病院 18万人) (2) NCDAを活用した災害時診療情報の抽出等(再掲) NCDAの標準化機能を活かして、様々なベンダの電子カルテから災害診療記録用の電子フォーマットの出力が可能となるよう対応モジュールをバージョンアップし、災害時に必要な診療情報の自動抽出化等の開発及び検証を行い、その結果を導入手順書として公開している。 NCDA参加病院(令和4年度末:76病院)のうち災害拠点病院を中心に73病院(前年度比:+6病院)で本モジュールを導入済みである。 本モジュールの活用により、被災地の病院での医療ニーズをNHO本部で集計することが可能になり、本部が病院に代わり災害対策本部へ必要な情報を提供する等、災害時の病院の後方支援に役立てている。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>(3) 外部のデータベースとの連携（再掲）</p> <p>令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、MID-NET（※1）を活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA）で解析している各種医療データを医薬品医療機器総合機構（PMDA）のMID-NET側で解析が可能となるように変換し、提供することで、統合解析（※2）するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。</p> <p>NCDAから抽出されるデータをMID-NETの分析用データセットと同様の形式に変換するための医療情報データベース連携用変換ツールを作製し、PMDAのMID-NET側で実施した利活用がNCDA側にて同様の利活用結果が得られるか検証できるよう調整を進め、令和3年度は、医薬品製造販売後調査、GSP省令（※3）対応に対応すべく、PMDA、MID-NETの体制を参考とし、整備すべき事項等を双方で協力して確認を行った。令和4年度は、令和5年度のレセプトとDPCの連携データ提供の運用開始に向けて、調整、準備、GSP省令対応のため各種規程・手順書の整備を進めた。</p> <p>NHOの「NCDA」は、MID-NETより中小規模の病院が多く、慢性期疾患のデータも多く含まれているため、NCDAとMID-NETを連携し、統合解析するための環境を構築することは、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するための医薬品の製造販売後調査等のデータ規模拡大やその他利活用可能データの拡充につながり、医薬品の有害事象リスクの把握、その安全対策の影響評価、処方実態の確認などの「リアルワールドデータ」（※4）の実用化に向けて貢献できる。</p> <p>※1 MID-NET：厚生労働省の事業で構築されたデータベースシステムで、国内の医療機関が保有する電子カルテやレセプト等の電子診療情報をデータベース化して、それらを解析するためのシステム。</p> <p>※2 統合解析：各医療情報がどのような関係で成り立っているのかを調べる</p> <p>※3 GSP省令：医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令。</p> <p>※4 リアルワールドデータ：臨床研究、治験等以外の日常診療で得られた医療情報</p> <p>(4) 診療情報データベースの利活用の推進（再掲）</p> <p>医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資するため、NHO診療情報データベース（※）に格納されたデータを適切に利活用する際の手続き及び遵守すべき事項等の必要な事項を平成28年度に定め、診療情報の利活用を推進している。</p> <p>※診療情報集積基盤（NCDA）及び診療情報分析システム（MIA）</p> <p>【利活用新規申請件数】（再掲）</p> <p>令和3年度 8件 → 令和4年度 17件</p>	<p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子カルテ等の病院情報システムについて業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの実施に引き続き取り組んでいるか。 	<p>(5) 外部機関へのデータ提供（再掲）</p> <p>外部機関からのデータ提供依頼のニーズへ対応するため、令和元年度より新たに民間企業等のNHOの職員以外でも診療情報の利活用の申請手続きが可能となるよう規程等の整備を行った。</p> <p>令和4年度は、製薬企業等の民間企業2件を含む9件の外部からの利活用申請に対応した。</p> <p>外部機関からの申請については、患者への不利益が無いよう、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。</p> <p>次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データの提供に協力することとし、令和3年2月19日付けで内閣府宛てにN C D A参加67病院のうち48病院の届出を行い、令和3年4月からデータ提供を開始した。令和4年10月には、新たに7病院を追加し、55病院でデータ提供を行っている。</p> <p>次世代医療基盤法に基づき提供された医療情報のデータの利活用は、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになること等が期待されている。しかしながら、令和4年度末時点において、本取組に参加する機関が全国で110機関と少ない中で、NHOが50%を占めている。NHOとして、国が進める政策の実現に向けて、今後も取組を進めていくこととしている。</p> <p>2. 適切なIT投資</p> <p>令和4年度も引き続き、各病院の投資の参考となるようNHO病院の電子カルテ等IT投資に係る価格情報等を収集するとともに、各病院の規模や診療機能を勘案したうえで適切なIT投資となるよう、投資委員会において審議のうえ投資を決定した。</p> <p>また、電子カルテ等の病院情報システムの調達方法について検討を進め、業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの取り組みを引き続き推進した。</p> <p>【電子カルテ整備を投資決定した病院】</p> <p>令和3年度 18病院（うち2病院は新規） → 令和4年度 15病院（うち3病院は新規）</p> <p>【電子カルテ整備が完了した病院】</p> <p>令和3年度 13病院（新規病院なし） → 令和4年度 15病院（うち1病院は新規）</p> <p>3. コロナ禍を踏まえた在宅勤務促進のためのIT活用に関する取り組み</p> <p>各病院でのスマートデバイスの活用と並行して、NHO本部においても災害時又はコロナ禍にあっても業務継続を可能とする在宅勤務の仕組みを導入した。</p>	<p>評定</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認等の厚生労働省が進める医療情報施策に対して法人一体となり、実現に向けて取り組んでいるか。 	<p>4. オンライン資格確認の導入（一部再掲）</p> <p>国が推進しているオンライン資格確認の導入について、病院と支払基金等間とのネットワーク環境の回線の集約化の整備を実施し、令和4年度末までに、すべての病院（140病院）においてオンライン資格確認システムを導入した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
(7) 経営能力の向上への取組 職員の経営意識の改善や経営能力の向上に資する取組の実施により、職員の資質向上を図る。	(7) 経営能力の向上への取組 財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、効率的な経営を推進しているか。 経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上や、診療報酬制度の知識習得等を目的とした研修を実施する。	<評価の視点> ・ 財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、効率的な経営を推進しているか。 <評価の視点> ・ 経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上や、診療報酬制度の知識習得等を目的とした医事業務研修を実施しているか。	(7) 経営能力の向上への取組 1. 経営分析手法の共有の推進（再掲） NHOにおいては、各病院それが、2040年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取り組みをサポートするために活用できる経営分析ツール、経営改善事例集、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース等について、本部において作成・更新し、各病院に対し、随時共有を図っている。 本部では、経営分析ツールとして、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、内部環境分析に活用するための各種経営指標（1月100床当たり医療収益など約50項目）のグループ病院（診療機能・規模が類似する病院）平均との比較一覧や入院期間別単価・在院日数シミュレーション、大型医療機器稼働実績などを更新し、各病院に対し、共有している。 また、当該ツールについては、適宜追加及び見直しを実施しており、令和4年度は新たに、各病院の診療科別の平均在院日数や入院・外来収益等の経営指標を比較できる一覧を作成し、さらに、当該指標のグラフを作成するためのツールの作成を行うなど、経営改善に係るツールの充実を図り、各病院で当該ツールを活用できるよう共有した。 2. 病院経営研修の実施（再掲） 毎年、地域医療構想の趣旨や今後の医療提供体制の展望、病院経営に係る基礎知識などの理解、経営分析ツールを活用した経営分析手法や経営戦略能力の向上を目的として、事務部門に加え、看護職員やコメディカル職員を対象とした病院経営研修を実施している。 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しつつ、より多くの職員が研修に参加できるよう、新たに導入したeラーニングシステムを活用して研修を実施した。（受講者数：274名） また、受講者に理解を深めてもらうための練習問題をeラーニングシステム上で作成し、研修内容の充実を図った。 3. 医事業務研修 診療報酬請求事務における算定の知識に加え、今後の経営戦略に寄与できる（診療部門に対し経営的視点から積極的に提言等を行える）人材育成を中期的な目標に掲げ、医事業務研修を実施した。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず中止したが、令和3年度、令和4年度はオンライン形式で実施したことにより、多くの受講者が受講した。 令和元年度 86名 → 令和2年度 実施せず → 令和3年度 379名 →令和4年度 217名	(7) 経営能力の向上への取組 1. 経営分析手法の共有の推進（再掲） NHOにおいては、各病院それが、2040年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取り組みをサポートするために活用できる経営分析ツール、経営改善事例集、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース等について、本部において作成・更新し、各病院に対し、随時共有を図っている。 本部では、経営分析ツールとして、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、内部環境分析に活用するための各種経営指標（1月100床当たり医療収益など約50項目）のグループ病院（診療機能・規模が類似する病院）平均との比較一覧や入院期間別単価・在院日数シミュレーション、大型医療機器稼働実績などを更新し、各病院に対し、共有している。 また、当該ツールについては、適宜追加及び見直しを実施しており、令和4年度は新たに、各病院の診療科別の平均在院日数や入院・外来収益等の経営指標を比較できる一覧を作成し、さらに、当該指標のグラフを作成するためのツールの作成を行うなど、経営改善に係るツールの充実を図り、各病院で当該ツールを活用できるよう共有した。 2. 病院経営研修の実施（再掲） 毎年、地域医療構想の趣旨や今後の医療提供体制の展望、病院経営に係る基礎知識などの理解、経営分析ツールを活用した経営分析手法や経営戦略能力の向上を目的として、事務部門に加え、看護職員やコメディカル職員を対象とした病院経営研修を実施している。 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しつつ、より多くの職員が研修に参加できるよう、新たに導入したeラーニングシステムを活用して研修を実施した。（受講者数：274名） また、受講者に理解を深めてもらうための練習問題をeラーニングシステム上で作成し、研修内容の充実を図った。 3. 医事業務研修 診療報酬請求事務における算定の知識に加え、今後の経営戦略に寄与できる（診療部門に対し経営的視点から積極的に提言等を行える）人材育成を中期的な目標に掲げ、医事業務研修を実施した。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず中止したが、令和3年度、令和4年度はオンライン形式で実施したことにより、多くの受講者が受講した。 令和元年度 86名 → 令和2年度 実施せず → 令和3年度 379名 →令和4年度 217名	評定	年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を達成した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>4. 適切な診療報酬請求事務処理体制の確立</p> <p>令和4年度においては、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例の取扱いについて、本部から各病院に対し、適切に算定できるよう注意事項等により情報提供を行った。また、引き続き診療報酬等における過去の地方厚生（支）局の適時調査等における指摘事項について、本部で一覧化し、その注意点などを付記した上で各病院に対し、周知を行うとともに、各病院が自院において、指摘事項に該当しないかの点検を実施すること等により、適正な診療報酬請求ができるよう取り組んだ。</p> <p>また、令和4年度診療報酬改定における経過措置、改定のポイント等の特に留意が必要な内容について、本部より情報共有を行うとともに、各病院が診療報酬改定に速やかに対応するよう依頼した。</p> <p>さらに、本部より各病院に対し、NHOの各病院において実施した外部機関によるレセプトチェックで多数指摘されている算定漏れ等の具体例を示し周知するとともに、診療報酬の積極的算定について算定を行っている病院の具体的な取組・運用例を本部にてとりまとめ、各病院に対し、経営改善マニュアルの配布を行った。</p> <p>なお、令和4年度においても、本部から各病院に対して、病院が実施した外部機関によるレセプト点検を踏まえた診療報酬の算定漏れ等の事例、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース、令和4年度診療報酬改定におけるポイント、などについて隨時提供を行い、適正な診療報酬請求に取り組んだ。</p>		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(8) 一般管理費の節減 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成30年度と比べ、5%以上節減を図る。	(8) 一般管理費の節減 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において平成30年度と比べ5%以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下に向取組を進めていくか。	<評価の視点> ・ 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成30年度と比べ5%以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下に向取組を進めていくか。	(8) 一般管理費の節減 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において平成30年度と比べ5%以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下に向取組を進めていくか。 平成30年度 268百万円 → 令和4年度 221百万円 (▲17.5%) ※令和3年度 213百万円	年度計画の目標を達成した。	評定	

4. その他参考情報
特になし

1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3－1	予算、収支計画及び資金計画							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー						
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、 目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、前中期目標期間末の繰越欠損金の早期解消に努めること。 また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。 なお、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、前中期目標期間末の繰越欠損金の早期解消に努めること。 また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。 なお、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	第3 予算、収支計画及び資金計画		<評定と根拠> 評定：B (自己評定Bの理由) 下記理由により、概ね計画どおりに実施し、良好な結果を得た。 ○ 長期債務の償還については、約定どおり償還を行ったことにより、目標を達成し、長期借入金の残高は大きく減少した。 なお、令和4年度新たに111億円の借入を行った。 <課題と対応> 特になし。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価														
				業務実績		自己評価															
1 予算、収支計画及び資金計画 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、中期目標期間中に、繰越欠損金を解消するよう努める。なお、繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。 また、長期借入金の元利償還を確実に行う。 なお、令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された運営費交付金については、新型コロナウイルス感染症	「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図める。 また、令和4年度の長期借入金の償還を約定どおり行う。	<評価の視点> • 財務内容の改善を図り、繰越欠損金の削減に努めているか。	1 予算、収支計画及び資金計画 1. 繰越欠損金の解消 第三期中期計画期間の最終年度である平成30年度末時点での繰越欠損金93.5億円を第四期中期計画期間中に解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成した。 国・都道府県の要請に応じ、積極的な新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行ったこと等により、経常収支率100%以上を達成したため、繰越欠損金（累計）は、令和3年度末時点で解消した。 【繰越欠損金の推移】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>累計額</td> <td>93.5億円</td> <td>135.7億円</td> <td>39.7億円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>—</td> <td>+42.2億円</td> <td>▲95.9億円</td> <td>▲39.7億円</td> </tr> </tbody> </table> (1) 紹介率及び逆紹介率の向上に向けた取組（再掲） 各病院で新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無に関わらず、新型コロナウイルスとの共存を図った上で全ての患者が引き続き安心して受療できる診療体制の構築に取り組んだ。また、コロナ禍にあって、地域の介護施設に出向いた感染対策の研修やICTを活用したオンラインによる開業医との連携や地域の医療機関や患者に対する研修会等も実施した。また、病院長会議において、外来の機能分化に係る国の方針の紹介や入院患者の確保策や開業医、介護施設等との連携に係る取組の推進、患者確保及び地域における自院の立ち位置の分析のためのデータを提供するとともに、コロナ後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、収束後における病院経営の在り方の検討の実施を依頼し、各病院においては検討を踏まえた開業医訪問や受入れ体制の構築等の患者確保の取組を行うことにより、紹介率及び逆紹介率の向上に向けて取り組んだ。 そして、各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、令和4年度においては、紹介率は75.6%、逆紹介率は70.3%となった。紹介率については、新型コロナウイルス感染症の影響により時間外患者の受入数が減少した一方で、紹介状を持っていない新型コロナ患者の受入数が増加したことにより、達成度は98.8%となり100%を下回ったが、前年度と比較すると1%向上した。逆紹介率の達成度については109.7%となり計画値を上回った。		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	累計額	93.5億円	135.7億円	39.7億円	0円	対前年度比	—	+42.2億円	▲95.9億円	▲39.7億円	年度計画の目標を達成した。	評定	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																	
累計額	93.5億円	135.7億円	39.7億円	0円																	
対前年度比	—	+42.2億円	▲95.9億円	▲39.7億円																	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
の感染拡大防止を図るために措置されたことを認識し、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象とした感染症対応にかかる研修に活用する。				<p>(2) コスト低減化に向けた業務委託の有効活用（再掲）</p> <p>各病院における契約状況を作成し、各病院が自院と同規模・機能の病院の契約額等と比較検討が行えるように各病院へ情報提供を行った。</p> <p>また、事務部長会議において、特に、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、職員との役割分担等、費用対効果の十分な検証、委託業務範囲や業務に要する時間の再点検を行った上での委託契約（新規又は見直し）の実施、同規模・機能の病院と比較して委託費率が高い病院における価格交渉の実施などについて要請を行うなど、委託費の低減に取り組んだ。</p> <p>その他、ＳＵＲＥプロジェクトに基づく資金余力の改善に向けた取組の一つとして業務委託契約に関する現状、問題点、方向性等について議論を行い、令和4年度も引き続き、保守契約の見直しに取り組み、医療機器保守契約については、0.1億円（累計：2.0億円）を削減した。</p> <p>(3) 経費の節減（一部再掲）</p> <p>①医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による共同購入を実施した。</p> <p>②医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施した。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図った。</p> <p>【大型医療機器共同入札への参加病院数、入札台数】</p> <p>令和3年度 33病院 44台 → 令和4年度 39病院 56台</p> <p>③医療材料については、ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組み、約800施設の医療材料費の価格を比較できるシステムを活用した価格交渉を実施した。</p> <p>【医療材料費の適正化による費用削減額】</p> <p>令和3年度 2.5億円 → 令和4年度 0.8億円</p> <p>(4) 投資水準の設定</p> <p>継続的・安定的な投資のため、中長期において法人資金を計画的にコントロールする手法として、毎年度投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うことで支出の平準化を図った。その中で、投資回収性が高い投資案件についても、積極的に投資を行うための枠を設定することで、更なる法人資金の獲得に努めた。</p> <p>【投資回収性が高い投資案件への投資決定額】</p> <p>31件 9.2億円（手術室増設整備（相模原病院、吳医療センター）等）</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																							
				業務実績		自己評価																								
(1) 予算 別紙1 (2) 収支計 画 別紙2 (3) 資金計 画 別紙3	(1) 予算 別紙1 (2) 収支計 画 別紙2 (3) 資金計 画 別紙3	<評価の視点> ・ 長期借入金 の償還を約定 どおり行つて いるか。	2. 長期債務の償還等 長期借入金の償還を約定どおり行つことにより、令和4年度末の長期借入金の残高は4,164億円と、大きく減少している。 【財政融資資金】 <table border="0"><thead><tr><th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>元 金</td><td>2, 071億円</td><td>元 金 454億円</td></tr><tr><td>利 息</td><td>27億円</td><td>利 息 11億円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2, 098億円</td><td>合 計 465億円</td></tr></tbody></table> ※令和4年度末時点での長期債務残高は4, 164億円となっている。このうち平成16年 度、国から承継した長期債務残高7, 471億円については着実に返済しており、令和4 年度末時点での残高は594億円となっている。 【長期債務残高】 <table border="0"><thead><tr><th></th><th>令和3年度末</th><th>令和4年度末</th></tr></thead><tbody><tr><td>国から承継した分</td><td>785億円</td><td>594億円</td></tr><tr><td>独法以降後に借り入れた分</td><td>3, 722億円</td><td>3, 570億円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4, 507億円</td><td>4, 164億円</td></tr></tbody></table> 令和5年6月23日に「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69号）」が公布されたため、同法第4条により、当機構の積立金のうち422億円を令和6年3月31日までに国庫に納付することとなった。		令和3年度	令和4年度	元 金	2, 071億円	元 金 454億円	利 息	27億円	利 息 11億円	合 計	2, 098億円	合 計 465億円		令和3年度末	令和4年度末	国から承継した分	785億円	594億円	独法以降後に借り入れた分	3, 722億円	3, 570億円	合 計	4, 507億円	4, 164億円	年度計画の目 標を達成した。	評定	
	令和3年度	令和4年度																												
元 金	2, 071億円	元 金 454億円																												
利 息	27億円	利 息 11億円																												
合 計	2, 098億円	合 計 465億円																												
	令和3年度末	令和4年度末																												
国から承継した分	785億円	594億円																												
独法以降後に借り入れた分	3, 722億円	3, 570億円																												
合 計	4, 507億円	4, 164億円																												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	2 短期借入金の限度額 (1) 限度額 60,000百万円 (2) 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス)の支給等、繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 60,000百万円 2 想定される理由 ① 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ② 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	<評価の視点> ・ 短期借入金について、借入理由や借入額は適切なものと認められるか。	2 短期借入金の限度額 令和4年度における短期借入金はない。		年度計画の目標を達成した。 評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	
3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし			3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし	評定
				4 3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画なし	
4 3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画なし	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画なし			4 3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 ・松江医療センター（令和3年6月職員宿舎廃止） 職員宿舎廃止のため、令和4年5月26日に厚生労働大臣より職員宿舎土地処分に係る認可を受け、令和4年10月28日に一般事業者に売却した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績			自己評価	
5 剰余金の使途	第7 剰余金の使途	<評価の視点> ・ 決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てているか。	5 剰余金の使途 令和4年度の決算において543.0億円の剰余が生じた。今後の感染症対策・災害医療対策強化のための病院建物の整備・修繕や国の施策に沿った先進的なIT整備及び借入金の償還に充てるための積立金とする予定である。 なお、令和5年6月23日に「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69号）」が公布されたため、同法第4条により、当機構の積立金のうち422億円を令和6年3月31日までに国庫に納付することとなつた。 【目的積立金等の状況（参考情報）】 (単位：百万円、%)	年度計画の目標を達成した。	評定			

	30年度末 (参考)	元年度末 (初年度)	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	0	0	0	0	0	
目的積立金	0	0	0	0	0	
積立金	0	0	0	81,940	136,242	
うち経営努力認定額						
その他の積立金等	0	0	0	0	0	
運営費交付金債務	0	2,702	8,887	5,042	2,326	
当期の運営費交付金交付額 (a)	14,828	15,528	15,936	0	0	
うち年度末残高 (b)	0	2,702	8,887	0	0	
当期運営費交付金残存率 (b ÷ a)	0.0	17.4	55.7	0	0	

※ 令和4年度決算確定後の積立金は1362.4億円となる予定である。

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4-1	その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要な事項は、次のとおりとする。	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		<評定と根拠> 評定：A (自己評定Aの理由) 下記理由により、概ね計画どおりに実施し、また、良好な成果を収めたため。 ○ 病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動等を総合的に勘案し、必要な職員を配置した。 ○ 令和4年3月公表の「取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等」について、同年5月、契約担当に限らず、全ての常勤事務職員及び契約担当の非常勤職員に対して全国調査を行い、対象職員全員から回答を得るとともに、取引業者との癒着を許さないというNHOの明確な意思を職員に伝えた。 調査を行った外部調査委員会からは、100%の回収率や調査結果を踏まえ、NHO職員の倫理観とモラール（士気）の高さが評価された。 ○ 政府統一基準群に基づき定めているNHOの情報セキュリティポリシーを全職員に浸透させるべく、機構全職員向けのe-learningコンテンツを作成した。また、研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」の普及に努めた（オンライン上で無償提供を続けている。）。 ○ ホームページを活用し、新型コロナウイルス感染症に関するNHOの取り組みを掲載し、情報発信している。 <課題と対応> 特になし。		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																		
				業務実績	自己評価																				
1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職について、アウトソーシング等に努めるなど一層の削減を図ること。 また、必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること。 さらに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること。	1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も	1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供するため、医師、看護師等の医療従事者について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材の育成や能力の開発を行う	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none"> 良質な医療を効率的に提供するため、医師、看護師等の医療従事者について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 	1 人事に関する計画 1. 業務量の変化に対応した柔軟な人員配置（再掲） 固定費の中で大きな割合を占める人件費について、適切な定数管理等を通じた人件費の適正化に向けた取組を行った。 具体的には、各病院の人員配置計画にあたっては、長引くコロナ禍で通常医療の患者数がコロナ前の水準を下回る状態が継続・長期化していること等を踏まえ、各病院の医療機能や患者数・患者像（重症度等）に応じた効率的・効果的な人員配置による効率的な病棟運営を実現するための病棟集約などこれまで進めてきた費用構造改善の取組を継続する一方で、新型コロナウイルス感染症対応をはじめ地域で必要とされる安全・安心で質の高い医療を安定的・継続的に提供する体制の構築に向け、経営効率性等に留意しつつ医療機能の強化等を図るために必要な人員を配置するなど、メリハリを付けた人員配置に取組んだ。 【1月1日時点の現在員数】 <table> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度 (令和4年1月1日)</th> <th>令和4年度 (令和5年1月1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>6, 294名</td> <td>6, 262名</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>40, 548名</td> <td>40, 290名</td> </tr> <tr> <td>コメディカル</td> <td>9, 179名</td> <td>9, 239名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6, 925名</td> <td>6, 764名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>62, 946名</td> <td>62, 555名</td> </tr> </tbody> </table> この他、看護師の確保にあたっては、各病院において診療報酬の施設基準や夜勤体制を維持できるよう、例年年度途中で一定数が退職すること等を見越し、年度当初に配置計画数を超える余裕を持った数の採用を行う仕組みとしている。近年、当初見込んでいる退職者数や育児休業者数等と実績が乖離している実態等を踏まえ、退職者数等は直近3か年平均値と前年度実績値の範囲内で算出する方法に見直し、採用予定者数の適正化に取り組んでいる。 2. 良質な人材の確保及び有効活用 院長については、適材適所の配置の考え方を徹底して選任に当たるとともに、看護師、事務職等の職員については、グループ単位での職員一括採用を行うほか、グループ内での人事交流を促進するよう人事調整会議を開催して人事異動等について意見交換を行い、良質な人材の確保及び有効活用を図った。 また、看護師及び事務職については、職員一括採用に当たり、従前から新卒者を対象としたグループ主催の就職説明会や民間企業主催の合同説明会等で説明会を行ってきたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響の中でも良質な人材を確保するため、オンラインによる非対面での説明会も実施している。		令和3年度 (令和4年1月1日)	令和4年度 (令和5年1月1日)	医師	6, 294名	6, 262名	看護師	40, 548名	40, 290名	コメディカル	9, 179名	9, 239名	その他	6, 925名	6, 764名	合計	62, 946名	62, 555名	年度計画の目標を達成した。	評定	
	令和3年度 (令和4年1月1日)	令和4年度 (令和5年1月1日)																							
医師	6, 294名	6, 262名																							
看護師	40, 548名	40, 290名																							
コメディカル	9, 179名	9, 239名																							
その他	6, 925名	6, 764名																							
合計	62, 946名	62, 555名																							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
推進する。 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。	ための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も推進する。 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。	<評価の視点> ・ 医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進しているか。	事務職については、社会人経験者等を早期に、かつ短期間で採用できるよう、新卒者とは別の試験日程で採用試験を実施し、中途採用・経験者採用の促進に向けた取組みを実施している。 がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、今後、これら医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう給与規程に所要の規定を整備し、令和2年度に施行し、令和4年度も引き続き運用している。	3. 患者のQOLの向上及び療養介護事業の実施 患者のQOLの向上のため、看護師の指示の下、入浴、食事、排泄等のボディータッチを主として行うとともに夜勤にも対応できる職種として、「療養介助職」を設置している。 令和4年度は、18歳以上の重症心身障害者に対する障害者総合支援法に基づく療養介護サービスの実施に必要な人員も含め、NHO全体では75病院で1,319名を定数配置している。 4. 医師確保対策としての各種制度の実施（再掲） (1) 医師確保対策としての各種制度の運用 定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること及び短時間であれば勤務が可能な医師を確保するため、シニアフロンティア制度、期間職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。 また、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣を強化する仕組みである医師派遣助成制度を引き続き活用し医師の確保を図った。 ① シニアフロンティア制度 平成18年度に、医師確保が困難なNHOの病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成29年度に、本制度を活用しやすくなるために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和4年度においては、定年退職医師3名及び既に本制度を活用している医師24名の計27名の医師が、本制度を活用した。 ② 期間職員制度 平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、NHOの病院での診療に当たることを希望した65歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和4年度においては、75名が制度を利用した。	評定	年度計画の目標を達成した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>③短時間正職員制度 平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和4年度においては、21名が制度を利用した。</p> <p>④医師派遣助成制度 特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣を強化する仕組みである医師派遣助成制度を引き続き活用し、医師の確保を図った。これにより、令和4年度は特に医師確保が困難となっていた2病院に対して、7病院（延べ397人日（※））が医師派遣を行った。 ※医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。</p> <p>(2) 大学等関係機関への働きかけ 特に医師確保に問題のある病院については、NHO本部の職員が大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和4年度も引き続きNHO全体の医師確保対策の取組を行った。</p> <p>(3) 医師募集パンフレット等の作成及び配布 医師募集パンフレット「けっこういいぞ！！NHO 医師の待遇2022年度版」について、令和4年度も引き続き1,860部作成し、医師確保対策のため各グループ及び各病院に配布し、採用活動に活用した。また、研修医・専攻医、専修医向けの「研修医・専攻医等募集ガイドブック」についても、令和4年度も引き続き作成し、各病院に配布し研修医・専攻医、専修医の募集活動に活用した。</p> <p>5. 看護師確保対策の推進</p> <p>(1) 看護職員就職説明会の実施 各グループにおいて、看護職員就職説明会を複数回開催し、看護職員や事務職員などが病院の紹介、看護体制、卒後教育、待遇などを説明し、病院のインターンシップ参加やその後の採用試験受験へつなげている。</p> <p>(2) 奨学金の貸与状況 NHOの各病院に就職を希望する看護学生を対象に、奨学金を貸与する制度を平成18年度に創設し、多くの学生が制度の活用の下に卒業、機構病院に就職した。令和4年度においても看護師確保対策として639名に奨学金を貸与した。</p>		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職防止や復職支援の対策を講じているか。 	<p>(3) 看護師募集パンフレットの作成及び配布 看護師募集パンフレット「けっこういいぞ！NHO 看護職版」について、令和4年度も引き続き作成を行い、看護師確保対策のため各グループ及び各病院に配布し、採用活動に活用した。</p> <p>【作成部数】 令和3年度 45, 755部 → 令和4年度 46, 630部</p> <p>6. 看護師の離職防止・復職支援策の実施 令和4年度も潜在看護師のキャリア形成支援などを通じて離職防止・復職支援に引き続き取り組み、近畿グループのホームページでは再就職支援として看護師や助産師の経験がある方を対象に近畿グループ内の採用選考に関する情報などを提供する情報サイトを運用している。なお、NHOで令和4年度に調査した看護職員の離職率は、全看護職員で9.7%、新卒者は11.1%であった。</p> <p>(参考) 日本看護協会による離職率調査（出典：2022年病院看護実態調査） 常勤看護職員 11.6% 新卒者 10.3%</p> <p>(1) 潜在看護師の就職支援 潜在看護師に対する離職後のギャップを解消することを目的に、最近の看護の動向などをテーマとした公開講座や講習会を引き続き実施した。令和4年度には4病院において合計4回、8名の参加者があった。</p> <p>(2) キャリア形成支援による離職防止 機構のネットワークを活用し、急性期医療を提供している病院と慢性期医療を提供している病院に勤務している看護師とが病院間相互交流を行い、セーフティネット分野の医療や看護等について理解を深め、病院間異動を推進し、職員のキャリア形成及び組織活性化のための素地を創るための取組を、令和4年度も引き続き行った。</p> <p>7. 働きやすい環境づくりの取組（再掲） NHOでは、働き方改革の取組を推し進めており、長時間労働の削減等に向けた取組を行っている。さらに、以下の育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等について取組を行い、職員全員の勤務環境の改善にも努めた。</p>		評定	年度計画の目標を達成した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価																	
			の各種施策について適切に取り組んでいるか。	<p>(1) 育児・介護のための両立支援</p> <p>令和4年度において、育児休業・介護休業法改正等に伴い、以下のとおり、就業規則改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員及び期間職員に係る育児休業の取得要件の緩和 ・非常勤職員及び期間職員に係る不妊治療に係る通院等を行う場合の休暇制度の新設 ・非常勤職員に係る育児参加休暇及び配偶者出産休暇の有給化 ・出生時育児休業の新設 ・育児休業の分割取得 ・育児参加休暇の対象期間の拡大 <p>○ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック</p> <p>第四期一般事業主行動計画「仕事と育児・介護の両立支援プログラム」の取組の一環として、母性保護、育児休業、介護休業、休暇、時間外勤務の制限などのワーク・ライフ・バランスに関する各種制度について「ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック」を用いて職員に周知している。</p> <p>(2) ハラスメント防止対策</p> <p>○メンタルヘルス・ハラスメント研修（オンライン研修）の実施</p> <p>ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和4年11月～12月に実施した。</p> <p><グループ別参加者数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道東北グループ</td> <td>47名</td> </tr> <tr> <td>関東信越グループ</td> <td>104名</td> </tr> <tr> <td>東海北陸グループ</td> <td>43名</td> </tr> <tr> <td>近畿グループ</td> <td>58名</td> </tr> <tr> <td>中国四国グループ</td> <td>71名</td> </tr> <tr> <td>九州グループ</td> <td>91名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>414名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ハラスメント調査審議体制の見直し</p> <p>ハラスメントの該当性を判断する上では、公平性・客観性に加え、相談者等の納得感を高められるような調査審議を行うことが極めて重要であるため、病院の事案においてハラスメント調査委員会による審議が必要と判断された場合、病院にハラスメント調査委員会を設置して審議することを基本としつつ、事案の性質によってグループ担当理事部門に設置したハラスメント調査委員会で審議するよう規程改正を実施した。（令和5年4月1日施行）</p>	グループ	参加者数	北海道東北グループ	47名	関東信越グループ	104名	東海北陸グループ	43名	近畿グループ	58名	中国四国グループ	71名	九州グループ	91名	合計	414名	評定	
グループ	参加者数																					
北海道東北グループ	47名																					
関東信越グループ	104名																					
東海北陸グループ	43名																					
近畿グループ	58名																					
中国四国グループ	71名																					
九州グループ	91名																					
合計	414名																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>○カスタマー・ハラスメントに対応するためのハラスメント相談体制の明確化 職員がカスタマー・ハラスメントに関する相談及び苦情の申出がしやすくなるよう、規程改正により、カスタマー・ハラスメントに係る相談体制を明確にし、組織として受け付け、組織として対応することを明確に位置付けた。（令和5年4月1日施行）</p> <p>(3) メンタルヘルス対策</p> <p>○メンタルヘルス（セルフケア）研修（eラーニング又は集合研修）の実施 職場における自分自身のストレスの要因やストレス反応に早期に気づき、自らメンタル不調に至らないように予防・対処できるようになるための研修を全病院において、令和4年11月～令和5年3月に実施した。</p>		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
				業務実績	自己評価									
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施しているか。 	<p>8. 研修の実施</p> <p>有為な人材育成や能力の開発を行うため、研修計画（令和4年度）を策定し、研修の適正化を図った。令和4年度は、令和2年度、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行により、従来の集合研修を実施することが困難であったが、そのような中においてもテレビ会議システムを活用したオンライン研修を実施し、コロナ流行前に近い水準の研修を実施することができた。</p> <p>オンライン研修は、移動に係る負担など、まとまった時間の確保が困難であるため参加したくても参加できなかった職員も参加できるようになり、また、グループワーク機能の拡張により様々な研修での利用が可能となったことから、機構の新たな研修形態のひとつとして本格的に運用し、研修対象者数の確保及び研修の質の維持・向上が図られている。</p> <p>コロナ禍において職員の研修機会の確保や多様な聴講方法を可能とするため、感染対策に係る研修や講座等を聴講可能とするため、令和3年度末にeラーニングシステムを導入した。令和4年度以降、NHOにおける新たな研修形態の1つとして、eラーニングシステムを積極的に活用し、研修の効率化を図るとともに、より多くの方に向けた研修等を開催しており、26件の研修を行った。</p> <p>また、職場環境や医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応するため、メンタルヘルス・ハラスマント研修、認知症ケア研修等を実施した。</p> <p>なお、各グループや各病院においても個別に様々な研修を実施している。</p> <p>【本部・グループ主催研修の実施状況】</p> <table> <tbody> <tr> <td>令和元年度：357コース</td> <td>13,047名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度：</td> <td>59コース 2,718名</td> </tr> <tr> <td>令和3年度：</td> <td>223コース 12,212名</td> </tr> <tr> <td>令和4年度：</td> <td>252コース 10,197名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【本部主催の主な研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理・監督者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・院長研修 24名 ・副院長研修 37名 ・統括診療部長研修 26名 ・看護部長等（新任）研修 40名 ・事務部長研修 36名 ・薬剤部（科）長研修 21名 ・新任課（室）長研修 53名 ・認定看護管理者教育課程（サードレベル） 29名 ○一般研修 <ul style="list-style-type: none"> ・医事業務研修 217名 ○専門研修 <ul style="list-style-type: none"> ・HIV感染症研修 46名 	令和元年度：357コース	13,047名	令和2年度：	59コース 2,718名	令和3年度：	223コース 12,212名	令和4年度：	252コース 10,197名	評定	年度計画の目標を達成した。
令和元年度：357コース	13,047名													
令和2年度：	59コース 2,718名													
令和3年度：	223コース 12,212名													
令和4年度：	252コース 10,197名													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価								
				業務実績	自己評価										
				<ul style="list-style-type: none"> ・放射線関係法令研修 112名 ・リハビリテーション研修（セーフティネット） 65名 ・リハビリテーション研修（急性期） 172名 ・良質な医師を育てる研修 108名 ・臨床研究のデザインと進め方に関する研修 21名 ・治験および臨床研究倫理審査委員養成研修 73名 ・初級者臨床研究コーディネーター養成研修 61名 ・治験・臨床研究事務担当者研修 81名 ・療養介護サービス研修 64名 ・診療情報管理に関する研修 48名 ・チーム医療研修 226名 ・クオリティマネジメントセミナー 164名 ・在宅医療推進セミナー 38名 ・障害者虐待防止対策セミナー 71名 ・認知症ケア研修 645名 ・臨床研究・治験コーディネーター実務者研修 32名 ・臨床研修指導医養成講習 68名 <p>9. 障害者雇用に対する取組 障害者の積極的な雇用に引き続き努めた結果、障害者雇用促進法に基づく、障害者雇用状況報告の基準日（6月1日）時点の障害者雇用率は、2.76%と法定雇用率（2.6%）を上回った。 基準日時点の雇用障害者数は、昨年の基準日（6月1日）時点から20.5名増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月1日時点 1,488.0名 ・令和4年6月1日時点 1,508.5名 <p>(参考) 独立行政法人等（国立大学法人・地方独立行政法人を含む365法人）の障害者雇用の状況（令和4年6月1日時点）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">雇用障害者数</th> <th style="text-align: right;">障害者雇用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人等（全体）</td> <td style="text-align: right;">12,420.5名</td> <td style="text-align: right;">2.72%</td> </tr> <tr> <td>うちNHO</td> <td style="text-align: right;">1,508.5名（約12.1%）</td> <td style="text-align: right;">2.76%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、平成30年度に中央省庁等における障害者雇用率の不適切な算入事案があったことを受け、雇用障害者数については、障害者雇用促進法に基づき適正に把握・計上するための留意事項等をまとめ、各病院に周知するなど適切な運用に努めている。</p>		雇用障害者数	障害者雇用率	独立行政法人等（全体）	12,420.5名	2.72%	うちNHO	1,508.5名（約12.1%）	2.76%	評定	
	雇用障害者数	障害者雇用率													
独立行政法人等（全体）	12,420.5名	2.72%													
うちNHO	1,508.5名（約12.1%）	2.76%													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図っているか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築しているか。 	<p>10. 技能職の削減 技能職については、令和4年4月1日時点の職員数694名から令和5年4月1日時点の職員数は659名となり、35名の純減となった。また、離職後は不補充とし、業務をアウトソーシングに努めている。</p> <p>11. 人事制度に関する検討・構築 良質な医療の提供等、NHOが期待される役割を果たしていくためには、必要となる人材の安定的な確保を図ることが重要であり、それに向けた多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度に関する検討や構築に取り組んでいる。</p> <p>(1) 無期転換ルールに対する取組 労働契約法では無期転換申込権が発生するまでの通算雇用期間は「5年」とされているが、NHOで働く有期労働者の雇用の安定化が図られ、さらに、各病院で有為な人材の確保・定着が図られるよう、NHO独自の取組として「3年」としている。 また、定年制を設けている当機構の雇用制度や組織運営を踏まえ、定年後引き続き雇用する再雇用職員等については、有期雇用特別措置法の特例措置を活用している。</p> <p>※労働契約法の無期転換ルールは、有期労働契約で働く者の雇止めの不安を解消し、安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できるルール。</p> <p>(2) 有期雇用職員の雇用の安定化に資する取組 有期雇用の非常勤職員については、採用回数に上限があることが雇用に対する不安につながっているとの声があったことを踏まえ、雇用の安定化を図るため、上限回数を廃止し、任期中の勤務実績等を踏まえて、繰り返し採用を判断する取扱いをしている。</p> <p>(3) 特定の専門分野に精通した医療人材の確保（再掲） がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、今後、これらの医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和2年度に施行し、令和4年度も引き続き運用している。</p> <p>(4) 医師確保困難病院における医師手当の特例（再掲） 医師確保が特に困難な病院において、新規に常勤医師を採用する際に当該医師の医師手当を増額できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和2年度に施行し、令和4年度も引き続き運用している。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>(5) 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」への対応 令和2年4月1日から、同一労働同一賃金に関する規定を整備した「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」が施行されたことを踏まえ、それぞれの雇用目的等に応じた個々の待遇について、待遇の趣旨・目的と改正法の規定に照らして待遇差の内容等の確認を行うなど、法律に基づいた対応を行っている。</p> <p>(6) 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の新設 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に高年齢者就業確保措置（努力規定）が新設されたことを踏まえ、定年退職日から引き続き65歳まで雇用された職員が引き続き雇用されることを希望した場合は、非常勤職員として70歳まで採用することができる旨の規定（努力規定）を職員就業規則等に整備し、令和3年度より運用を開始している。</p> <p>(7) 労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表 正規雇用労働者の中途採用比率の公表を義務化した労働施策総合推進法の改正（令和3年4月1日施行）を踏まえ、令和3年度以降、過去3年間分の中途採用比率をNHOホームページへ掲載し、公表している。</p> <p>(参考) NHOにおける正規雇用労働者の中途採用比率 • 令和元年度 41% • 令和2年度 40% • 令和3年度 37%</p> <p>(8) 転居を伴う人事異動における金銭的負担の軽減 引越業界の人手不足を背景に、春の引越シーズンの引越代金が高額となっている問題を受けて、職員の転勤に伴う引越代金の負担を軽減するため、赴任旅費（移転料）を増額して支給する取扱いを令和4年度以降は恒常に措置するよう改めた。 また、安価な引越事業者の予約が埋まってしまい、割高な事業者へ依頼せざるを得ない事態を防ぐため、職員から事業者への見積依頼・申込時期を早めることが可能となるよう、人事に関する措置を講じている。 さらに、個人申込よりも割安な法人申込としての取扱いが可能な事業者の情報を広く職員に周知することで引越料金そのものの低減を図るための取組を行っている。</p>		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 施設・設備に関する計画 地域の医療需要と合致した病院機能とするため、機能的改修を含めた老朽棟の整備や医療機器等の整備を効率的、効果的かつ機動的に行う。 その際、経営状況を勘案しながら、継続的かつ安定的な投資を行うため、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うこととする。 中期目標の期間中に整備する施設・設備計画については、別紙4のとおりとする。	2 施設・設備に関する計画 地域の医療需要と合致した病院機能とするため、地域医療構想等への対応に必要な整備を着実に進めている。 投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行っている。	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ 地域の医療需要と合致した病院機能とするため、地域医療構想等への対応に必要な整備を着実に進めているか。・ 投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行っているか。	2 施設・設備に関する計画（再掲） NHOの投資は、厳しい経営状況等に鑑み、当分の間、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本とし、法人全体の資金状況を踏まえ設定した投資枠に基づく投資を行った。 令和4年度は、497億円の投資枠の中で、共同入札や使用状況を勘案した数量見直し等の取組により、488億円を投資決定した。 また、医療機能を維持するための投資を着実に行う厳しい措置だけでなく、地域医療構想等への対応に必要な整備や短期間に投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った（投資回収性が高い投資案件への投資決定額：9.2億円）。 加えて、医療機能の向上を念頭に各病院の自主性・裁量性に配慮し新たにチャレンジできる枠組みや医療安全対策等に資する機器等の新規導入を促進する枠組みなどを新たに設けた。 さらに、今後の大型整備（感染症対策、災害医療対策及び老朽化対策）について、持続可能な地域医療提供体制の確保の観点から、将来における人口構造や社会保障を取り巻く環境の変化や、地域医療構想を踏まえた機能や規模とするため、厳しい経営状況等を鑑み、改修整備を基本とする方針を決定した。 【地域医療構想等を踏まえた整備事例】 ・脳神経外科関連機器整備（弘前総合医療センター） 当該病院は、平成28年3月に策定された青森県地域医療構想に基づき、NHO弘前病院と弘前市立病院を再編し、津軽地域保健医療圏の新中核病院として令和4年4月に運営を開始した。 脳神経外科については、NHO、弘前市、青森県及び弘前大学の4者間で締結した基本協定書に基づき、弘前大学医学部附属病院との機能分担を図り、脳神経外科関連機器の整備を投資決定した。 【令和4年度の投資決定】 令和4年度では、引き続き法人の資金状況を踏まえながら、真に必要な整備内容か精査の上、医療機能を維持するための投資を着実に行う一方、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条第3項の処理を行つてなお積立金があるときは、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。						評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
				業務実績		
2 内部統制の充実・強化 内部統制の更なる充実・強化を図るために、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組むこと。 また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。 さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めていく。	4 内部統制や外部監査等の充実 内部統制の更なる充実・強化を図るために、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。 また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。 さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めていく。	3 内部統制や外部監査等の充実 内部統制の更なる充実・強化を図るために、本部及び各病院において引き続き「リスク事象リスト及びリスクマップ」の定期的な見直しや、リスク管理の取組状況についてモニタリングを行うとともに、公益通報者保護法の改正に伴う通報者保護の強化や通報しやすい環境を整えるなど、内部通報制度の充実を図る。 あわせて、情報セキュリティの専門的知識を有する者による外部監査（会計監査人）を実施するなど情報セキュリティ監査体制の強化に取り組	<評価の視点> ・ 監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施しているか。	<p>3 内部統制や外部監査等の充実</p> <p>1. 内部監査等によるリスク管理 (1) 内部監査の実施 内部監査については、業務の適正かつ能率的な執行と会計処理の適正を期すことを目的とし、実施期間、監査の区分、重点事項、対象監査部門及び実施方法を内部監査計画として策定し、かつ、監査対象事項のリスクを考慮して計画的・効率的に実施した。 (主な重点事項) <ul style="list-style-type: none"> ・支出原因契約に関する事項（競争性のない随意契約指針基準の適合状況、一者応札の解消への取組状況、競争性・公正性・透明性（特に分割発注による随意契約）の確保状況、契約監視委員会からの指摘に対するフォローアップ） ・収入原因契約に関する事項（契約方法（特に公募型企画競争の評価基準等）、再委託の状況、徴収料金の適正性） ・支払に関する事項（納品検収体制（検収担当者の規定、複数人による納品検収実施、発注、検収、支払担当者の相互牽制等）、会計伝票のチェック体制） ・収入管理に関する事項（窓口収納現金の取扱状況、医事会計システムの対応状況） ・現金等の管理に関する事項（金庫管理、病院外現金、簿外経理、小口現金） ・債権管理に関する事項（記録・管理状況、督促実施状況、未収金対策） ・勤務時間管理に関する事項（勤務時間管理簿と使用記録の突合などの抽出点検、始業時刻及び終業時刻の確認、時間外勤務における事前命令・事後確認の証跡、長時間労働削減の取組状況、長時間労働者への面接の実施状況等） ・情報セキュリティ対策に関する事項（組織・体制の整備状況、教育の実施状況、情報セキュリティ対策の自己点検実施状況等） ・診療報酬管理体制に関する事項（施設基準の確認状況、実診療額と医業収益の検証、請求漏れ対策、適時調査等の指摘・指導事項に対する改善状況等） ・院内規程に関する事項（機構の諸規程等の改正等に合わせた定期的な点検・見直し状況） ・過去の内部監査指摘の改善状況、会計監査人及び会計検査院等の指摘事項 など <p>① 書面監査 令和4年度も引き続き、各病院の院長に対し、本部で作成した自己評価チェックリストに基づき、実施責任者として、自院の内部統制状況をモニタリングさせるとともに、自己判定結果を内部統制・監査部に報告させた。院長は、自己評価チェックを通して各業務担当者に対し、業務への取組方法、ポイント等を再確認させるとともに、是正すべき事項を発見した場合は、当該業務担当者に対し、速やかに改善措置を講じるよう指示を行った。 また、各病院から報告された自己判定結果を実地監査・リモート監査へ反映させるとともに、翌年度の内部監査計画の重点事項の設定に役立てた。</p> </p>	年度計画の目標を達成した。	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	
		<p>む。</p> <p>また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。</p> <p>さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めていく。</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティに係る専門的知識を有する者による外部監査（会計監査人）を実施するなど、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組んでいるか。 	<p>② 実地監査・リモート監査</p> <p>令和4年度においても前年度に引き続き、監査対象施設のリスクに応じ、実地監査又はリモート監査による内部監査を実施した。</p> <p>リモート監査は、監査の質が低下しないような監査手法の検討を行い、可能な限り実地監査と同程度の質を保った監査を実施し、病院業務の品質管理を推進した。</p> <p>また、リモート監査はリスクの比較的低い施設を対象に行っているため、必要以上の負担をかけることは非効率的であることから、令和4年度からは監査事項を『重点事項』を中心に絞り込み、施設及び本部双方の負担軽減を図った。</p> <p>ア 通常監査</p> <p>令和4年度においては、35病院、1グループ担当理事部門及び本部を対象に実地又はリモートによる監査を実施した。また、内部監査による指摘事項は、改善措置を講ずるよう通知し、改善が確認できるまでフォローアップを行うとともに、HOSPnet掲示板に掲示し、全病院に対して注意喚起を行った。</p> <p>【通常監査の実施件数】</p> <p>令和3年度：36件（実地：5件 リモート：31件）</p> <p>令和4年度：37件（実地：19件 リモート：18件）</p> <p>イ 抜打監査</p> <p>令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあったところであるが、2病院に対して、抜打監査を行った。</p> <p>【抜打監査の実施件数】</p> <p>令和3年度：2件</p> <p>令和4年度：2件</p> <p>(2) 情報セキュリティ監査の実施</p> <p>NHOが管理する情報資産をあらゆる脅威から守るために必要な情報セキュリティの確保と、その継続的な強化、拡充に最大限取り組むため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に基づく統一的、横断的、かつ適切な、「国立病院機構情報セキュリティ対策規程」を平成28年度に定め、同規程に基づく情報セキュリティ対策推進計画及びNHO情報セキュリティ監査計画書を策定し、情報セキュリティ監査を実施した。</p> <p>① 往査による監査</p> <p>令和4年度は、8病院を対象に、会計監査人のIT専門家による第三者監査として、情報セキュリティ対策規程等に準拠した対応状況を確認するマネジメント監査を実施した。</p>	<p>評定</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><評価の観点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益通報者保護法の改正に伴う通報者保護の強化や通報しやすい環境を整えるなど、内部通報制度の充実を図っているか。 ・ 本部及び各病院において引き続き「リスク事象リスト及びリスクマップ」の定期的な見直いや、リスク管理の取組状況についてモニタリングを行っているか。 	<p>また、令和4年度からは、内部監査においても内部監査指導要領に基づき情報セキュリティ対策の状況を確認するとともに、会計監査人と連携し第三者監査の結果について、フォローアップを行った。</p> <p>【往査による監査の実施件数】</p> <p>令和3年度：12件 令和4年度： 8件</p> <p>② セキュリティ診断</p> <p>令和4年度も引き続き、年々巧妙化、高度化する最新のサイバー攻撃を想定し、本部が管理する情報系HOSPnetに対し、脆弱性診断及び侵入テスト等セキュリティ診断を実施した。</p> <p>(3) 内部統制</p> <p>① 内部統制の充実強化</p> <p>令和4年度も引き続き、リスクの顕在化の防止又はリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図るため、理事長、内部統制担当役員及び内部統制推進責任者は、業務の有効性及び効率性並びに法令等の遵守に関するリスクを把握し、評価するとともに、リスク管理による内部統制の改善を図った。</p> <p>② 通報制度の運用</p> <p>令和4年度も引き続き、「独立行政法人国立病院機構内部通報事務手続規程」及び「独立行政法人国立病院機構外部通報事務手続規程」に基づき、通報者の保護を図るとともに、通報の受付・調査等必要な対応を実施することにより、通報制度を適切に運用した。</p> <p>また、改正公益通報者保護法の施行（令和4年6月1日施行）に伴い、通報者保護の強化、職員への通報相談窓口の周知徹底を図るなど、通報を迅速かつ確実に把握し速やかに是正措置ができるように通報制度を見直した。</p> <p>その上で、本部から病院担当者に対して通報制度についての説明会を開催するとともに、病院において、全ての職員等に対する通報相談窓口の周知を図った。</p> <p>【内部（外部）通報の状況】</p> <p>令和元年度：(受付) 18件 (調査) 17件 令和2年度：(受付) 21件 (調査) 15件 令和3年度：(受付) 16件 (調査) 11件 令和4年度：(受付) 36件 (調査) 17件</p>	<p>評定</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>③ リスク管理の徹底（リスク管理を活用した内部統制の取組）</p> <p>令和4年度は、各病院においてリスクマップやリスク対応策等について年2回自己点検を実施した。また、内部監査において、各病院のリスク事象リストをもとにしたヒアリングを実施する等のモニタリングを行い、リスク管理の徹底を図った。</p> <p>2. 会計監査人による監査の実施</p> <p>令和4年度も引き続き、全病院、グループ担当理事部門及び本部を対象に会計監査人による会計監査を受け、会計処理等の指摘事項を踏まえて業務改善を図った。</p> <p>会計監査人の会計監査において発見された業務上の改善事項や内部統制に係る指摘事項は、内部監査に反映させるとともに本部において集計・分析を行った。</p> <p>指摘事項は、病院評価（経営面）の基準として使用し、2年以上繰り返し同一事項の指摘を受けている場合は減点することにより、改善を促進するためのインセンティブとした。</p> <p>3. コンプライアンス徹底への取組について</p> <p>(1) 取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等について</p> <p>令和4年3月30日に公表した「取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等」の事案について、令和4年5月には、契約担当に限らず、全ての常勤事務職員及び契約担当の非常勤職員に対して全国調査を行い、対象職員全員から回答を得るとともに、取引業者との癒着を許さないというNHOの明確な意思を職員に伝えた。</p> <p>なお、調査を行った外部調査委員会からは、100%の回収率や調査結果を踏まえ、NHO職員の倫理観とモラール（士気）の高さが評価された。</p> <p>① トップの姿勢の表明</p> <p>令和4年3月30日に公表した「取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等」の事案を踏まえ、国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないことを繰り返し伝えるとともに、理事長としても、職員からの声を真摯に受け止めていくことを理事長メッセージとして発信している。</p> <p>令和4年4月27日 病院長会議での全院長あてメッセージ 「調査結果を真摯に受け止め、自ら率先して自主的に改善に取り組む組織になることで、患者及び国民の安心・信頼が得られる」</p> <p>令和4年11月17日 病院長会議での全院長あてメッセージ 「トップである院長が、倫理保持の徹底について強い思いと『危機意識』、『当事者意識』をもって、院内に繰り返し発信することが必要」</p> <p>令和4年12月22日 理事長から全職員あてメッセージ 「機構への高い信頼を維持するためには、当機構で働く職員一人ひとりが『公正な職務の執行に当たらなければならないこと』『国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと』</p>	<p>評定</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>を常に意識して行動する必要があります」</p> <p>令和5年 3月28日 理事長から全職員あてメッセージ 「職員から寄せられた声を真摯に受け止め、できることから改善していきたいと考えています」</p> <p>② 不正発生の3要素である「動機・正当化・機会」のうち「機会」をなくす仕組の構築 令和4年3月、「取引業者との不適切行為に係る再発防止策」を次のとおり定め、全ての病院で対策が講じられていることを文書で確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底 ii 他の職員が確実に業者とのやり取りを確認できる体制 iii 特に重視すべき取引状況は病院幹部が必ず確認する体制 iv 上司が部下の契約手続の適正性を必ず確認する体制 v 取引業者に対しても契約事務ルールの遵守を改めて依頼 <p>また、通常監査を実施した37施設、抜打監査を実施した2施設、及び臨時監査を実施した9施設（令和4年3月30日に懲戒処分等を受けた職員が行為当時在職していた施設）については、対策が講じられていることを監査で確認した。</p> <p>③ 不正発生の3要素のうち「動機」及び「正当化（言い訳）」に対抗する取組 令和4年5月、全ての常勤事務職員及び契約担当の非常勤職員に対して全国調査を行い、取引業者との癒着を許さないというNHOの明確な意思を職員に伝えた。なお、全国調査においては対象とした職員の全員から回答があり、その結果、小規模な問題行為はあったものの、組織的な不正行為は確認されなかった。なお、調査を行った外部調査委員会からは、100%の回収率や調査結果を踏まえ、NHO職員の倫理観とモラール（士気）の高さが評価された。</p> <p>令和5年3月、全ての事務職員を対象とする倫理研修を行い、NHO職員に倫理の保持が求められる理由や、契約のルール違反行為に関する過去事例等について学んだ。</p> <p>同倫理研修については、令和5年度以降も毎年行うとともに、対象を拡大し、医師や看護師、技師等の医療専門職及び役員を含む全ての役職員に対して行うこととしている。</p> <p>④ 不正が小さなうちに端緒を把握し是正する取組 通報制度について、公益通報者保護法上は法令違反行為だけが対象とされていたところ、NHOでは、令和元年度から法令違反行為に該当しない事案や、信憑性が低い情報であっても通報として幅広く受け付け、適正でない事実が認められた場合には是正を図ってきた。</p> <p>さらに、改正公益通報者保護法の施行（令和4年6月1日）に伴って通報制度を改正し、通報者が、不利益な取扱いを受けないよう法律に基づいて保護され、より安心して</p>	<p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>通報を行える環境を整えることや、毎年、全ての職員等に通報相談窓口を周知するよう にすることで、より小さな不正の端緒を把握できるよう制度を見直した。</p> <p>(2) 勤務環境に係る取扱いの明確化について 令和5年2月からの機構に関する勤務環境に係る一連の報道もあり、これを契機として 一部の病院において職員の勤務環境に係る課題が明らかになったことから、改めて機構が 一丸となって勤務環境の改善に取組んでいく必要があるとの認識のもと、勤務時間等の取 扱いを明確化した上で、全ての職員にこの対応方法を周知し、改めて制度の理解や勤務環 境に係る取扱いへの理解を共有した。 また、当該対応方法について各病院の運用状況を確認するとともに、必要に応じて追加 の対応方策を検討するため、全ての職員を対象としたアンケートを実施する（令和5年9 月頃を予定）等の取組を通じて、改善すべき点については、確実に改善を図っていくこと としている。</p> <p><取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年3月28日 理事長メッセージを全職員に対して発出 ○ 令和5年4月27日～28日 病院長会議や事務部長会議、看護部長会議において、 理事長及び担当部長から今後の対応方針等を説明 ○ 令和5年5月17日 理事長通知「勤務環境に係る取扱いの明確化について」を 各病院長等へ発出 ○ 令和5年5月17日付理事長通知に基づき、各病院において運用を実施 ○ アンケート（各病院において適切な運用が行われているか、新たな課題がないか等） を実施 ○ アンケート結果を踏まえ、必要に応じて追加の対応方策を検討し全病院へ再周知 (通知) これらについてはプロジェクトチーム（構成員：役員、幹部、顧問弁護士、看護専門職 等）を中心に取り組む 		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティ対策の強化については、政府統一基準群に基づき定めている機構の情報セキュリティポリシーを引き続き遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上に資する取組を実施するなど、我が国の医療分野における情報セキュリティ強化にも貢献すること。	5 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティ対策の強化については、引き続き、政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図りつつ、さらに、国立病院機構の情報セキュリティに関する知見を他の医療機関にも共有することで、我が国の医療分野のセキュリティ強化に貢献する。	4 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティ対策の強化については、我が国医療分野におけるセキュリティ対策強化に貢献するために開発した研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」を普及させているか。 ・ 政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティ対策について全職員に浸透を図るため、機構全職員向けのe-learningコンテンツを活用した情報セキュリティ教育を実施しているか。	<評価の視点> ・ 我が国の医療分野におけるセキュリティ対策強化に貢献するために開発した研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」を普及させているか。	4 情報セキュリティ対策の強化 NHOでは、従来から情報セキュリティ対策に係る取組を行っているが、近年の行政機関や公的医療機関等に対するサイバー攻撃は、高度化・巧妙化の一途をたどっており、組織的に高度化された標的型攻撃やランサムウェア等による公的医療機関に対する攻撃などが増加している。 NHOにおいては、日本年金機構をはじめとした個人情報漏洩事案等を踏まえた国等からの要請や、国が行う不正通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲が拡大されたサイバーセキュリティ基本法の改正（平成28年10月施行）等に基づき、以下のような取組を実施した。 ① 政府統一基準群に基づき定めているNHOの情報セキュリティポリシーを全職員に浸透させるべく、機構全職員向けのeラーニングコンテンツにより、情報セキュリティ教育研修を実施した。 ② 医療機関での情報セキュリティインシデント発生時における対応を体験することができる研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」を令和2年度にセキュリティベンダと共同開発した。引き続き、オンライン上で無償提供をしている。 ③ NHO総合情報ネットワークシステムにおけるメール、インターネットのフィルタリング、SOC（※）による24時間365日のセキュリティ監視等を前年度に引き続き継続的に実施している。当該セキュリティ対策により、情報セキュリティに係る重大なインシデントは発生しておらず、十分なセキュリティ体制を維持している。 ※SOC : Security Operation Center(セキュリティ・オペレーション・センター)の略で、セキュリティ監視の拠点として、サイバー攻撃の監視・分析を行い、情報システム統括部と連携してセキュリティインシデント対応を行う専門組織。	年度計画の目標を達成した。	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4 広報に関する事項 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。	6 広報に関する事項 国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しやSNS活用方法の検討など、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。	5 広報に関する事項 国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しを始めるなど、引き続き積極的な広報・情報発信に努めているか。	<評価の視点> ・ 国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しを始めるなど、引き続き積極的な広報・情報発信に努めているか。	<p>5 広報に関する事項</p> <p>NHO及び各病院の使命、果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるように、総合パンフレットやホームページの活用等により、積極的な広報・情報発信を行った。また、各病院の果たしている役割や業務等について、地域の行政機関、関係医療機関、大学、地域住民等から理解を得られるよう、各地域で積極的な広報・情報発信を行っている。</p> <p>(1) 機構全体の総合パンフレットの活用</p> <p>NHOの使命や役割、業務等について記載した総合パンフレットを、毎年度制作し、ホームページで広く公開するとともに、地域の医療機関や大学、看護学校等養成所に配布し、NHO及び各病院が果たしている役割・業務等への理解を深めることにより、医師や看護師をはじめとした職員の確保にも活用している。</p> <p>令和4年度版の総合パンフレットでは、法人の使命や、果たしている役割・業務等をより伝わりやすくする観点から、総合パンフレットのデザインを全面刷新した。特に、新型コロナウイルス感染症に関するNHOの様々な取組（クルーズ船における感染者の受入、医療従事者の派遣、コロナワクチン接種への協力など、国内発生当初から国や都道府県からの要請に応えてきたこと）を紹介するページを設け、一般診療等だけではない法人の多面的な活動内容を理解いただけるよう取り組んだ。</p> <p>(2) 初期研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」の発刊（再掲）</p> <p>平成22年3月より、NHOにおける臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている初期研修医や専攻医の声や指導医の声も交えながら紹介する初期研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」を令和4年度も引き続き発行している。</p> <p>この情報誌により、初期研修医や専攻医が研修先病院を選ぶ際の参考にするとともに、既にNHOで研修を受けている研修医同士の横のつながりができ、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。</p> <p>若手医師の意見を反映したNHOフェローシップ、若手医師フォーラムなどを紹介しており、令和4年度においては、特集として2年ぶりに開催された集合研修での良質な医師を育てる研修に関する特集を掲載し、初期研修医・専攻医にとって有用な情報の提供に努めた。</p> <p>(3) 積極的な広報・情報発信</p> <p>NHO本部のホームページを活用し、新型コロナウイルス感染症に関するNHOの取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症陽性患者受入推移グラフ ・ 帰国者・接触者外来等の設置 ・ 新型コロナウイルス感染症対応病床確保の取組 ・ NHOのネットワークを活用したNHOの病院間や他の病院等への医療従事者の応援派遣 	年度計画の目標を達成した。	評定
5 その他 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。	7 その他 中期目標で示された「第6 その他業務運営に関する重要事項」の5について適切に対応する。					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチンへの対応 ・国立病院機構法第21条第1項に基づく厚生労働大臣からの要求と対応について等を掲載し、情報発信している。 <p>また、インフルエンザの流行状況、臨床評価指標、診療科別医師募集情報等もホームページに掲載している。更に、twitterやfacebook等のSNSも引き続き活用し、各病院の様々なニュースや、市民公開セミナー等のイベントの案内、採用情報などの情報発信を行っている。</p> <p>病院においても患者や医療関係者向けの広報誌を発行している。病院パンフレットや広報誌等は地域の医療機関や行政機関、医師・看護師等採用説明会等で配布すると同時にホームページにも掲載するなど、積極的に広報活動を行っている。</p> <p>また、地域の医療従事者や地域住民等を対象として、市民公開講座、健康相談等の広報イベントを実施した。それぞれの地域における行政機関、関係医療機関、大学等との連携や会合等において、各病院の果たしている役割や業務等について理解を得るための活動を積極的に行っている。</p> <p>(広報イベントの主な実施例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指宿医療センター「市民公開講座 口から始める健康への第一歩」 令和4年11月に、地域の住民を対象に、口腔管理を目的とした市民公開講座を開催した。市歯科医師会医師による特別講演のほか、看護師・言語聴覚士・栄養管理士等、多職種による講演を行い、住民のヘルスケアに貢献した。 ・信州上田医療センター「地域医療連携大会」 令和5年2月に、地域の医療機関のスタッフを対象に、直接顔を合わせて意見交換する連携大会を開催した。気持ちの伝わる診療連携を行う関係づくりによって、安心できる地域の医療連携に邁進した。 ・水戸医療センター「茨城高校・中学校との連携協定と取組」 令和4年6月に、地域医療に携わる人材育成に向けて、生徒に茨城県の救急医療の現状について講義を実施した。令和2年2月に連携協定を結び、医学コースの学生を対象に医師による講座や病院施設の見学、懇談会などを定期的に開催している。実際の医療現場に触れることで医師を目指すモチベーションを育み、また同センターの地域での役割を理解してもらうこと地域医療の中長期的な貢献に寄与した。 		評定	

4. その他参考情報
特になし